# 令和元年度第1回岩手県子ども・子育て会議

日 時:令和元年7月19日(金)14:00~

場 所:岩手県産業会館 7階会議室

#### 次第

1	盟	숒
	1771	-

- 2 あいさつ
- 3 議 題
- (1) 「いわて子どもプラン」の進捗状況について(資料 1-1、1-2)
- (2) 次期「いわて子どもプラン」の策定について(資料 2-1)
- (3) 次期「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について(資料2-2)
- (4) 次期「いわての子どもの貧困対策推進計画」の策定について(資料2-3)
- (5) 次期「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について(資料2-4)
- (6) 「子どもの貧困対策推進計画部会」及び「ひとり親家庭等自立促進計画部会」の設置について(資料3)
- (7) 部会の委員の指名について
- 4 その他

第2回子ども・子育て会議及び各部会の開催予定について(資料4)

5 閉 会

#### 配布資料一覧

•	出席者名簿、座席表、岩手県子ども・子育て会議条例	
•	「いわて子どもプラン」の主な指標の状況・・・・・・・・・・・	【資料 1-1】
•	「いわて子どもプラン」に掲げる施策の推進方向と	
	平成 30 年度実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【資料 1-2】
•	次期「いわて子どもプラン」の策定について・・・・・・・・・・	【資料 2-1】
•	次期「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について・・・	【資料 2-2】
•	次期「いわての子どもの貧困対策推進計画」の策定について・・・・・	【資料 2-3】
•	次期「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について・・・・・	【資料 2-4】
•	いわて子どもプラン、部門別計画の位置づけ及び岩手県子ども・子育て	
	会議との関係性について	【資料 2-5】
•	部会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【資料 3】
•	今年度の岩手県子ども子育て会議のスケジュール及び	
	各計画策定工程表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【資料 4】
•	子どもと家庭をめぐる状況について	【参考資料】
•	いわて子どもプラン、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画、	
	いわての子どもの貧困対策推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【冊子】

# 令和元年度 第1回岩手県子ども・子育て会議 出席者名簿

【委員】

委嘱期間:平成29年12月1日~令和元年11月30日

_【安貝】				安嘱期间: 半成29	14-12)	コロ~りを	ルサロ	ЛЗОЦ
区分	分	野	所 属 団 体	職名	氏	: 名	備	考
	保育所 保護者		紫波町立古館保育所父母の会	会 長	菊池	伸哉	新任	
子どもの 保護者	幼稚園 保護者		岩手県私立幼稚園・認定子ども園 PTA連合会	会 長	池内	史子	新任	
	小・中学 保護者		一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	浦田	学	新任・	欠席
	保 育	育	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会 長	稲田	泰文	新任	
			日本保育協会岩手県支部	支部長 (事務局長)	芳賀 (村田	カンナ ユミ子)	代理	
			岩手県私立保育園連盟	会 長	遠藤	一子		
	教 育	育	岩手県国公立幼稚園・こども園協議会	協議会委員	阿部	幸子	新任	
<b>→</b> 18 1			岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会 長	坂本	洋		
子ども・ 子育て支援 事業者	子育て支	え 援	認定NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川	いずみ	欠席	
	   健全育	成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本	有紀		
			社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	中川	誠悦	新任	
	福 祖	Ŀ	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田	ハツエ		
			岩手県児童養護施設協議会	会 長	佐藤	孝		
			岩手県母子寡婦福祉連合会	会 長	松本	笑子	欠席	
学識経験者	大学	学	岩手県立大学社会福祉学部	教授	遠山	宜哉		
] 的人生物人口			盛岡大学短期大学部	教授	大塚	健樹		
	   行	汝	宮古市	こども課長	伊藤	貢		
			岩手町	町民課長	簗場	睦子		
	   教 育	育	岩手県小学校長会	杜陵小学校長	村中	ゆり子	欠席	
7 0 14 4 = =			岩手県中学校長会	常任理事	村上	淳哉	新任	
その他知事 が必要と認 めるもの	保健医	療	岩手県医師会(小児科)	常任理事	金濱	誠己	欠席	
			岩手県医師会 (産科)	常任理事	吉田	耕太郎	欠席	
	労働	動	岩手経済同友会	専務理事・ 事務局長	藤澤	光	欠席	
			日本労働組合総連合会岩手県連合会	事務局長	佐藤	伸一		
	報道	 道	株式会社IBC岩手放送	アナウンス部 主事	平塚	奈穂美		
				- Liver	- 40.72	(うた 47 理 1・	<del></del>	

出席:18名(うち代理1名) 欠席:7名

# 【事務局】

部 局 名	課室名	職名	氏 名
保健福祉部		部 長	野原 勝
		総括課長	門脇 吉彦
		子ども家庭担当課長	高橋 正志
		少子化・子育て支援担当課長	大内 毅
	子ども子育て支援課	主任主査	才川 拓美
		主査	菅原 孝明
		主査	中村 淳一
		主事	高橋 昌平

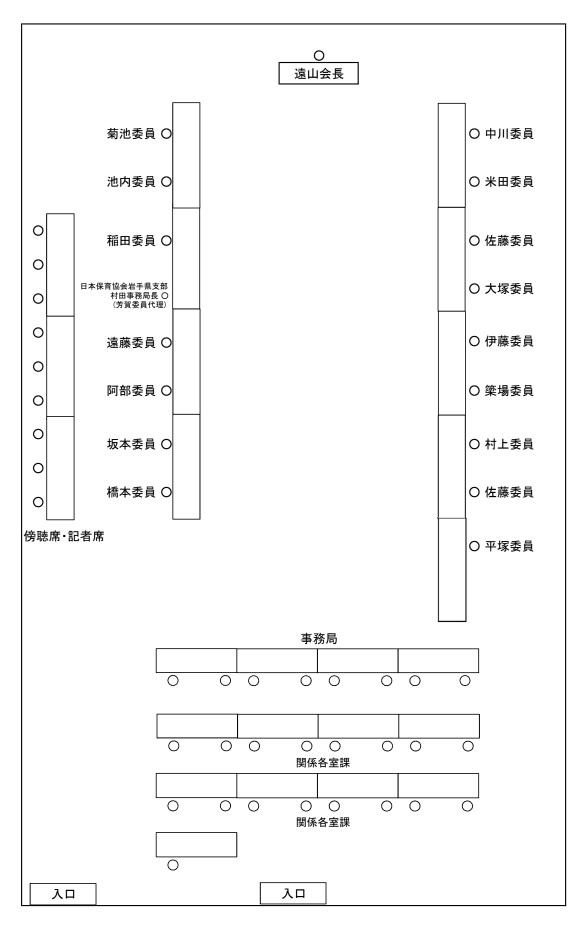
# 【いわて子どもプラン関係室課】

部 局 名	課室名	職名	氏 名
政策地域部	政策推進室	主任主査	久保 和重
	学事振興課	私学振興担当課長	中村 葉子
環境生活部	環境生活企画室	主査	成田 雄氣
	若者女性協働推進室	主査	髙橋 省一
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長	阿部 真治
	<b>()</b> 中国 ()	主任主査	赤岩 正昭
	健康国保課	主任主査	長岡 浩一
	地域福祉課	指導生保担当課長	前川 貴美子
	障がい保健福祉課	主査	二本松 芳紀
	医療政策室	主査	菊池 智
商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	主査	菊池 心光
農林水産部	農林水産企画室	主任主査	藤原 孝行
県土整備部	県土整備企画室	主査	小田島 淳
教育委員会事務局	教育企画室	主事	六角 大輔
	学校調整課・学校教育課	主査	鈴木 寿子
	生涯学習文化財課	社会教育主事	岩渕 忠徳
警察本部	警務課	係長	寺島 英明

### 令和元年度第1回子ども・子育て会議 座席表

日 時: 令和元年7月19日(金)14:00~16:00

場 所 : 岩手県産業会館7階会議室



#### 〇岩手県子ども・子育て会議条例 (平成 25 年 10 月 18 日条例第 69 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

一部改正[平成 26 年条例 102 号]

(組織)

- 第2条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命 する。
- (1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 3 委員は、再任されることができる。 (会長及び副会長)
- 第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。
- 4 前2条の規定は、部会について準用する。 (意見の聴取)
- **第6条** 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

**第8条** この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

#### 附則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 20 日条例第 102 号)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、改正法による改正後の就学前の子 どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定 による調査審議(同法第 17 条第3項に係るものに限る。)を行うことができる。

# 「いわて子どもプラン」の主な指標の状況

保健福祉部が関連する目指す姿指標3、具体的な推進方策指標11、他の部局が関連する具体的推進方策指標14、合計28項目を「いわて子どもプラン」の主な指標としています。

目指す姿	現状値				実績値				計画目標値	H29年度の達成度が【C】または【D】となった理由
指標名	H26	H27	達成度	H28	達成度	H29	達成度	H30	H30	
1 保育を必要とする子どもに係る利用定員	26,425 人	29,362人	В	30,716人	A	30,716人	В	31,302人	31,404人	
					-		+		-	
2 結婚サポートセンターの会員成婚数	-	0組	D	10 組	D	25 組	В	23 組	40 組	
3 「いわて子育て応援の店」の延べ協賛店舗数(累計)	1,450 店舗	1,651 店舗	Α	1,766 店舗	A	1,845 店舗	A	1,933 店舗	1,910 店舗	
具体的な推進方策	現状値 H26	H27	達成度	H28	実績値		達成度	H30	計画目標値 H30	H29年度の達成度が【C】または【D】となった理由
上 指標名	HZU	nz/	足队及	1120	连队及	1129	上队及	Поо	l 1130	
4 結婚サポートセンターの会員数	_	460人	А	996人	А	1,105人	А	934人	1,150 人	
5 結婚支援事業を実施している市町村数	17 市町村	24市町村	А	28市町村	Α	30市町村	А	30 市町村	30 市町村	
6 両親学級への父親の参加数(累計)	4,992 人	6,140 人	А	7,240人	А	8,322人	А	9,418 人	9,000 人	
	98.6%	98.6%	В	97.3%	В	98.7%	В	98.7%	100.0%	
8 不妊治療に係る治療費の延べ助成件数(男性不妊治療を含む)	632件	739件	А	601件	D	573件	D	568 件	627件	不妊治療を必要とする方が年々増加傾向にあるものの、国の制度改正に伴い、平成28年4月以降、妻の年齢が43歳以降の夫婦は助成の対象外となった影響が続いていることから、助成件数が年度目標値を下回り、達成度は【D】となりました。治療費の負担軽減や、不妊に関する正しい知識の啓発、助成事業の周知に取組むとともに、仕事と治療の両立など、安心して不妊治療を受けられる環境を整備するため、社会的理解の醸成を図ることが必要です。
9 いわて子育てにやさしい企業認証数(累計)	23 社	32社	Α	40社	Α	65社	Α	113社	75 社	
ひとり親家庭等就業・自立支援センターの利用による就職者数	43 人	40 人	А	41人	А	39人	В	39 人	43人	
11 保育所における処遇改善実施率	95.0%	100.0%	Α	100.0%	А	100.0%	А	100.0%	99.0%	達成状況の推移(H27-H29)
12 放課後児童クラブの設置数(累計)	306 箇所	313 箇所	А	323箇所	А	342箇所	А	351箇所	326箇所	※達成度の判定区分
13 移動児童館の実施市町村数(累計)	12 市町村	10市町村	В	19市町村	А	26 市町村	A	33 市町村	33市町村	区分     目標達成度     H27年度     割合     H28年度     割合     H29年度     割合       達成【A】     100%以上     17指標     63.0%     20指標     71.4%     19指標     67.9%
14   発達障がい児等の支援者を養成する研修修了者数(累計)	0 人	0人	-	97人	А	153人	А	118人	135 人	概ね達成[B] 80%以上100%未満 5指標 18.5% 5指標 17.9% 7指標 25.0% やや遅れ[C] 60%以上80%未満 O指標 0.0% O指標 0% O指標 0%
				I		ı		I		遅れ[D] 60%未満 5指標 8.5% 3指標 10.7% 2指標 7.1%
[政策項目]及び具体的な推進方策指標名	現状値	1107	Valls	1100	実績値		1 mar - 20 mar	1100	計画目標値	100%
[雇用・労働環境の整備]	H26	H27	達成度	H28	達成度	H29	達成度	H30	H30	90%
15 ジョブカフェ等のサービス提供を受けて就職決定した人数	2,204 人	2,353人	А	2,098人	A	2,052人	A	2,026人	2,000 人	80%
16   セミナー等参加者数	187人	167人	В	231人	l A	274人	A	237人	200 人	
[安全・安心なまちづくりの推進]										■ やや遅れ[c] 60% 50% 100 100 100 100 100 100 100 100 100 1
17 自主防犯団体のうち危険箇所点検の実施等に取り組んでいる団体の割合(%)	72.4%	59.9%	В	61.9%	В	61.5%	В	64.7%	72.4%	■ 概ね達成[B] 40% 40%
[食の安全・安心の確保]								l		■達成【A】 30%
18 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの受講者数	476人	1,110人	Α	1,336人	Α	730人	Α	329人	500人	20%
19 県内市町村における食育推進計画の策定割合	93.9%	96.9%	А	97.0%	Α	97.0%	А	100.0%	100.0%	10%
[青少年の健全育成]										0% + H27 H28 H29
20 いわて希望塾参加者数(累計)	792人	925 人	Α	1,044人	Α	1,182人	Α	1,311人	1,270 人	
21 いわて・親子家庭フォーラム参加者数(人)	5,356 人	8,953人	А	13,592人	Α	18,353人	Α	24,143人	21,790 人	
[男女共同参画の推進]			1	I		1		I		
22 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の割合	60.3%	57.5%	D	58.7%	D	62.7%	D	61.3%	73.4%	審議会の改選期において、一部の審議会で女性登用が進むなど改善が見られ、前年度から4ポイント改善したものの、委員の選任分野の専門人材に女性が少ないなどの理由から、達成度は【D】となりました。引き続き、意思決定の場への女性の参画を推進する必要があります。
23 男性のためのワーク・ライフ・バランスセミナー出席者数(累計)	0人	149人	Α	771人	Α	1,591人	А	1,923人	1,530人	
24 男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計)	97 人	100 人	D	114人	В	132人	А	150人	135 人	
[家庭・地域との協働による学校経営の推進]										
25 防災教育(【そなえる】)の授業実践に取り組んだ学校の割合	50.0%	97.2%	Α	99.1%	Α	100.0%	Α	100.0%	100.0%	
[特別支援教育の充実]							T _			
26 特別な支援を必要とする児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合	81.0%	79.0%	D	89.0%	Α	92.0%	В	100.0%	100.0%	
27 特別支援教育に関する研修を受講した幼稚園、小・中学校の教員の割合	88.0%	89.0%	D	93.0%	Α	100.0%	A	100.0%	100.0%	
[安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備]	74.00	75.44		75.40		75.50		75.70	75.00	
28   通学路(小学校)における歩道設置率	74.9%	75.1%	_ A	75.4%	A	75.5%	A	75.7%	75.6%	

### 資料1-2

# 「いわて子どもプラン」に掲げる施策の推進方向と平成30年度実施状況

「いわて子どもプラン」 第Ⅱ章 各論 第1 施策の具体的推進に掲げる施策の推進方向(プラン冊子24~45P)

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
	若者の豊かな	若者の豊かな心 づくりに向けた 支援を推進しま す	子育てや家庭の大切さについての意識啓発や情報提供 を行うことにより、子育てや家庭生活が尊重されるとと もに、社会全体で子育てを支援する気運の醸成に努めま す。	子ども子育て支援課	・社会全体で子育て支援を行う機運の醸成を図るため、平成27年4月に施行した「いわての子どもを健やかに育む条例」では、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して子育て支援を行うことを基本理念に掲げているところです。
2			子どもの権利について、情報提供を行うことにより、 子どもの権利についての理解が促進されるよう努めます。	子ども子育て支援課	・要養護児童に対して「いわて子どもの権利ノート」を活用した周知を行い、理解 の促進を図りました。 ・また、福祉総合相談センター及び各児童相談所において権利擁護に関する周知を 行いました。
3			子どもを生み、育てることの意義や、子どもや家庭の 大切さについて理解を深めるよう、これから親となる若 者などを対象とした保育所等での育児体験や、市町村や 学校での中高生を対象とした乳幼児とのふれあい体験を 行うことができる環境づくりを推進します。	子ども子育て支援課	・保健所では、中学生や高校生を対象に、人生設計や生と性に関する出前講座を開催しました。 (21回、1,049人)
4			地域の人材を活用し、学校・家庭・地域が連携した人権 教育を推進します。また、関係機関と連携を図りなが ら、お互いに支えあい、人権を尊重する社会の形成に向 けた啓発活動を推進します。	学校教育課	・矢巾町立矢巾中学校を人権教育指定校に定め、道徳の充実、人権擁護委員会による講演会、人権を題材とした演劇に取り組みました。 ・また、同校の取組結果を人権教育啓発リーフレットにまとめ、県内の国公立小・中・義務教育学校に配布しました。
5				生涯学習文化財課	・若者女性協働推進室との連携により、県内外の若者育成支援及び男女共同参画関係事業を生涯学習推進センターの生涯学習情報提供システム「まなびネットいわて」に掲載(10回)し、情報提供に努めました。
		若者の就労を支 援します	広域振興局等に配置されている就業支援員や、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練などにより、求職者の就業支援や能力開発など、総合的な取組を進めます。	定住推進・雇用労働室	・就業支援員(39人)による学校と連携した生徒への就職支援と、事業所訪問による企業開拓及び定着支援を実施しました。 (学校訪問:2,754件 事業所訪問:4,000件)
7			「ジョブカフェいわて」などを拠点として、企業説明会によるマッチング支援、キャリア・カウンセリングによる職業意識の啓発など、新規学卒者等を含めた若年者の就労支援や早期離職防止などの取組を進めます。また、若年求職者を対象とした職業訓練「日本版デュアルシステム」の実施などにより就業支援を行います。	定住推進・雇用労働室	・キャリアカウンセリングや各種セミナー等による就職支援を実施しました。 ・高卒未就職者への個別支援のほか、高校や専門学校、大学への出張セミナー、保護者向けの子どもの就職・仕事相談会を実施しました。 ・若者の職場定着と企業の採用力・育成力強化のための出張カウンセリングやセミナーを実施しました。 (ジョブカフェいわての実績(利用者数:61,916人、就職決定者数2,026人))

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
8	1 (2) 若者の就労・ 結婚の支援や 交流活動の促 進		「ジョブカフェいわて」などを拠点として、企業説明会によるマッチング支援、キャリア・カウンセリングによる職業意識の啓発など、新規学卒者等を含めた若年者の就労支援や早期離職防止などの取組を進めます。また、若年求職者を対象とした職業訓練「日本版デュアルシステム」の実施などにより就業支援を行います。		・高校への出張セミナーや仕事相談会を実施しました。 ・若者の職場定着のための企業見学会やセミナー等を実施しました。 (地域ジョブカフェの実績(利用者数:6,601人))
9			ニートの社会的自立に向け、相談支援の充実を図るとともに、コミュニケーション能力や職業能力の向上のための機会を提供します。また、地域の支援機関の連携を図り、各地域における主体的な取組を促します。	若者女性協働推進室	・訪問支援件数は67件となりました。 ・「若者ステップアップの日」を開催しました。 (参加者数:延べ 570人) ・ジョブトレーニングを実施しています。 (実施回数 73回) ・相談件数は4,529件となりました。
10			いきいき岩手支援財団の「いわて子ども希望基金」を活用し、未婚男女の出会いの場の創出を支援するなど、 若者の交流活動を促進します。	子ども子育て支援課	・未婚男女の出会いの場の創出を図るため、いきいき岩手支援財団の「いわて子ども希望基金」を活用し、出会いイベント等を開催する団体等の取組を支援しました。 (H30助成件数:13件、助成総額2,893千円)
11			少子化の進行を踏まえ、結婚に向けた支援体制の整備や、妊娠・出産に関する知識の普及啓発、結婚や育児のしやすい地域づくりに向けた環境整備など、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した切れ目のない支援を推進します。		・未婚男女の出会いの場の創出を図るため、"いきいき岩手"結婚サポートセンター「iーサポ」を運営し、会員同士で23組46人が成婚に至ったほか、仕事と子育ての両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や、多様な保育サービスの充実、放課後児童クラブの拡充などに取り組みました。
12		若者の交流を促進します	青少年活動交流センター事業を通じて、次代を担う青 少年の人と関わる力や社会参加意欲を養います。	若者女性協働推進室	・いわて希望塾を開催しました。 (11/23~11/25岩手県沿岸地域・県立陸中海岸青少年の家) 中学生129人、青年 サポーター21人参加) ・相談事業「青少年なやみ相談室」(通年)に取り組みました。 (相談件数599件)
13			市町村、NPO等と連携し、幅広く男女共同参画に関する学習機会を提供するとともに、多様な広報媒体を通じて広報・啓発活動を推進します。	若者女性協働推進室	・男女共同参画フェスティバルを開催しました。 (6/16 参加者812名) ・街頭啓発に取り組みました。 (6/12 啓発物品配布数 450) ・男女共同参画サポーター養成講座を開催しました。 (5~10月 6回16講座 認定者41名) ・出前講座を開催しました。 (38回 延べ参加者3,314名) ・相談事業に取り組みました。 (相談件数 1,497件)

No.	項目 1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
14			イクメンハンドブックの作成や育児を支援する企業の 認証・表彰の実施などにより、男性の育児参加について の意識啓発を図ります。	子ども子育て支援課	・男性の育児参加を促進するため、「いわてイクメンハンドブック」を母子健康手帳とともに各市町村窓口で配付しているほか、「いわて子育てにやさしい企業等」認証の拡大に取り組みました。 (企業等認証 H30実績:48件、H19~H30累計113件)
15	男女がともに		学校教育等を通じ、男女の平等意識や男女共同参画意識を啓発するとともに、家事、育児などの知識・技術の習得を促進します。	学校教育課	・学校教育は男女共同参画社会の基盤を作っていく、一つの場であることから、社会の動きと状況の変化等を踏まえ、家庭科や公民等の教科指導、学校行事等の機会を通じ、男女平等や人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性等について理解が進むよう指導に努めました。
16			家庭の果たす役割や家族・親子のふれあいの大切さについて、青少年活動交流センター事業や「いわて家庭の日」県民運動により意識啓発を図ります。	若者女性協働推進室	・いわて親子・家庭フォーラムを開催しました。 (10/8盛岡市、2/2釜石市) ・ホームページ等の活用による「いわて家庭の日」の周知啓発に取り組みました。 (通年)
17	みんなで子育	地域の子育て支 援活動の充実を 図ります	地域ぐるみでの子育て支援を促進するため、地域づくり活動の担い手となる人材の育成を進めるとともに、市町村と連携しながら、地域コミュニティ活性化のための取組を推進します。	地域振興室	・地域づくり活動をけん引する人材の育成や地域コミュニティ活動に係る意識の醸成を図るため、地域づくり等に関するフォーラム・セミナーを開催しました。 (3回開催、参加者数291人) ・地域コミュニティ活動の活性化を促進するため、地域コミュニティ活動のモデルとなる団体を「元気なコミュニティ特選団体」に認定しました。 (14団体認定)
18			企業の子育て支援活動を促進するため、妊婦や子ども 連れの親子に商品の割引などのサービスを提供する「いわて子育て応援の店」の協賛店の拡充に努めます。	子ども子育て支援課	・企業訪問等により「いわて子育て応援の店」協賛店の拡大に努めました。 (H29年度新規登録店舗数123件、H29年度末延登録店舗数1,933件)
19			子育て中の親子が気軽に参加し、子育てに関する相談などに応じる場として、県が運営する子育てサポートセンターの機能の充実に努めるとともに、地域子育て支援センター等の設置拡充を図るため、市町村の取組を支援します。	子ども子育て支援課	・県が運営委託する子育てサポートセンターでは、地域子育て支援拠点施設等(地域子育て支援センター、つどいの広場等)の関係者向け研修等を実施するとともに、子育て関連情報を集積し、定期的に情報誌やホームページで支援機関等に情報提供を行いました。
20			各市町村に設置されている「市町村子ども・子育て会議」において、地域における子育て環境の課題を検討し、多様な保育ニーズへの対応を促進します。	子ども子育て支援課	・本県においては、県内全ての市町村に「子ども・子育て会議」が設置されています。
21			幼稚園・保育所・認定こども園が、地域における親子の交流や子育で・家庭教育に関する相談・情報交換の場として活用されるなど、その機能の充実に努めます。	子ども子育て支援課	・保育所等に併設される地域子育て支援拠点の運営に要する経費の一部を支援しました。(30市町村、80か所)
22				学校教育課	・幼児期の子育て支援ついて、関係機関の連携により充実を図るため、11月に幼稚園・保育所・認定こども園の教職員を対象とした「岩手県幼児期における子育て支援協議会」を開催し、子育ての支援活動の在り方について共通認識を図り、更なる連携体制の構築を推進しました。(参加者66名)

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
23				生涯学習文化財課	・家庭教育支援、子育て支援の充実を目的に「子育ち・親育ちサポートサロン」「家庭教育・子育て支援担当者研修会」「子育て支援活動交流研修会」「子育て・家庭教育相談担当者研修会」(生涯学習推進センター)及び「子育て支援ネットワーク研修会」(教育事務所毎)、「いわて家庭教育・子育てサポートカフェ」(生涯学習文化財課)を開催し、県内関係者の資質向上に努めました。(参加者数:延べ695人)
	みんなで子育	地域の子育て支 援活動の充実を 図ります	幼稚園・保育所・認定こども園が、地域における親子の交流や子育て・家庭教育に関する相談・情報交換の場として活用されるなど、その機能の充実に努めます。		・幼稚園又は認定こども園が、幼児教育に関する各種講座の開催や子育て支援としての未就園児の受入れ事業など、子育て活動の推進に係る取組みへの支援を実施しました。 (H30助成総額 68,240千円)
25			子育て中の親たちが育児に関する情報を交換したり、 親子の交流を深める行事などを実施している子育てサー クル等の活動の充実に向け、情報提供などの支援に努め ます。		・県が運営委託する子育てサポートセンターでは、子育て関連情報を集積し、定期 的に情報誌やホームページで子育て中の親子等に情報提供を行いました。
26		子育てにやさし いまちづくりを 推進します	安心して子ども連れで外出できるよう、公的施設や民間施設を問わず、不特定多数の人が利用する施設への授乳及びおむつ替えの場所の設置を促進するなど、みんなが快適に利用できるようユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。	地域福祉課	・ひとにやさしいまちづくりに対する理解を深め、取組を推進することを目的に、 県内4か所でひとにやさしいまちづくりセミナーを実施しました。開催方法を工夫 し、地域福祉フォーラムと同時開催しています。 (参加人数:139人)
27			妊婦や子ども連れの親子が公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるよう、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。		・県内のバス業者の低床バスの購入に対する財政支援等を行い、バスの低床化を推進しました。
28			子育て中の世帯に有益な住宅取得などに関する情報や、子育て中の世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅情報の提供を推進します。	建築住宅課	・岩手県建築住宅センターにおいて、子育て中の世帯の入居を受け入れる民間賃貸 住宅情報を専用ホームページで提供しました。
29			子育て世帯に対する公営住宅入居収入基準の緩和措置 を実施するとともに、公営住宅を整備する際には、一定 のパリアフリーを進め、子育て世帯、障がい者や高齢者 世帯など多様な世帯に対応した整備を推進するなど、地 域の実情を踏まえながら、子育てや子どもの成長に適し た公営住宅の居住水準の向上に努めます。		・入居収入基準については、一般世帯が月額158,000円までとなっていますが、小学校就学始期に達する前の子育て世帯については、月額214,000円とする緩和措置を実施しています。 ・公営住宅の整備については、県営天下田アパート1号棟において、住戸専用部分の手摺りの設置等の個別改善(福祉対応型改善等)を実施しています。

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
30		子どもを交通事 故や犯罪等から 守ります	子どもを交通事故から守るため、子どもの安全に配慮した交通環境の整備の推進や、スクールゾーン、通学路にあたる道路での安全確保を推進します。また、参加・体験・実践型の安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの着用促進を図るほか、関係機関・団体に情報提供を行い、交通事故防止についての広報啓発活動を推進します。	県警察本部	・通学路、生活道路の安全確保のため、「ゾーン30」規制を3ヶ所において実施し、通学路、生活道路の速度抑制を図りました。 ・子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室を開催して、正しい交通ルールについて教育するとともに、それを自ら実践できるよう指導を実施しました。 (実施回数 833回、参加人数62,577人)・県警ホームページに交通事故の発生状況について掲載するとともに、マスコミ各社に毎週1回交通安全情報を提供し、番組内で放送してもらい、交通事故防止について広報を行いました。
31	みんなで子育	子どもを交通事 故や犯罪等から 守ります	子どもを交通事故から守るため、子どもの安全に配慮した交通環境の整備の推進や、スクールゾーン、通学路にあたる道路での安全確保を推進します。また、参加・体験・実践型の安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの着用促進を図るほか、関係機関・団体に情報提供を行い、交通事故防止についての広報啓発活動を推進します。	県民くらしの安全課	・ 子ども自らが危険な場所、安全な場所を理解し、犯罪や事故等に遭わない力を身につける「地域安全マップづくり」の普及・促進を図り、安全確保対策を推進しました。 (地域安全マップコンクール 6団体 11作品 参加者 204人)
32				県民くらしの安全課	・ 通学路における安全確保のため、交通指導員に対する交通安全知識と指導技術向上を目的とした研修を実施しました。(実施回数 6回、参加者 延べ245人)・ 正しい交通ルールを守る県民運動の基本に「高齢者と子どもの交通事故防止」を掲げ、春と秋の全国交通安全運動、夏季及び冬季の交通事故防止県民運動を実施し、広報啓発を行ったほか、交通安全ポスターコンクールにより、児童生徒の交通安全教育を推進しました(応募数2008点、137校)。
33			道路・公園などの公共施設や住居の構造、設備、配置や防犯灯、防犯カメラなどの設置などについて、犯罪防止に配慮した環境設計が行われるよう市町村や管理者に対して、各地域の犯罪発生状況を踏まえた働きかけを行うなど、犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。		・教育機関、福祉施設の職員、教職員向け防犯講話に際し、犯罪の未然防止に配慮した環境設計が行われるよう、働きかけを行いました。 ・「登下校防犯プラン」に基づき、自治体、教育関係機関等と連携して、通学路における防犯の観点による緊急合同点検を実施しました。
34			地域住民や防犯ボランティアなどによる登下校時の自主的な見守り活動や青色回転灯装着車両によるパトロールなどの防犯活動を促進するため、市町村や、学校等の教育関係機関、関係団体等に対し、子どもの安全を脅かす事件・事故等に関する情報の提供などの支援を行います。また、学校、PTA等、関係機関・団体等と連携して子どもや教職員等を対象とした不審者対応訓練や防犯教室を実施します。	県警察本部	・教育関係機関等に対し、声かけ事案など子どもの安全を脅かす事案に関する情報 提供を実施しました。 (平成30年度中152回) ・また、子どもや教職員等を対象とした不審者対応訓練や防犯教室を実施しました。 (平成30年度中 不審者対応訓練(子ども対象)180回、参加人員20,334人 (教職員対象)156回、参加人員4,218人 防犯教室(子ども、教職員) 479回、参加人員47,963人)

No.	項目 1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
35			コンビニエンスストアをはじめとする、子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども 110 番の家」等に対して、地域における犯罪の発生状況などの情報提供を行うとともに、「子ども 110 番の家」等の拡充と活用などに関する啓発に努めます。	県警察本部	・各警察署において、「子ども110番の家(車)」の登録者に対し講習を実施しました。 (平成30年度中11回実施、参加人数271人) ・また、子ども110番の家(車)の拡充に努めるとともに(平成30年度末現在、子ども110番の家12,645箇所(平成29年度末比-109箇所)・子ども110番の車19,658台(平成29年度末比-501台))、防犯教室において「子ども110番の家(車)」の活用について啓発しました。
36			犯罪、いじめ、児童虐待などの被害を受けた子どもの 心のケアのため、子ども、保護者に対するカウンセリン グや助言など、関係機関が連携した支援を行います。	子ども子育て支援課	・福祉総合相談センター及び各児童相談所において適宜対応しました。
37		子どもを交通事 故や犯罪等から 守ります	犯罪、いじめ、児童虐待などの被害を受けた子どもの 心のケアのため、子ども、保護者に対するカウンセリン グや助言など、関係機関が連携した支援を行います。	学校調整課	・子どもの心のケアのため、スクールカウンセラーを配置し、カウンセリング等を実施しました。(児童生徒、保護者、教職員等の相談人数 延べ46,442人)
38				保健体育課	・地域の防犯意識や交通安全の規範意識の向上と危機管理体制づくりを推進するため、地域の組織体制づくりや安全教育の必要性についての情報交換を行いました。
39				保健体育課	・教職員を対象に、防犯教室講習会 (42名参加)・交通安全教育指導者講習会 (92名)を実施し、各学校における防犯意識や交通安全の規範意識の向上と危機管理体制づくり等についての研修を行いました。
40				県警察本部	・少年サポートセンター、各警察署において、被害少年や保護者等に対するカウンセリングを行ったほか、相談者の意向を確認しながら学校や児童相談所等関係機関との情報共有を図りました。 ・また、心の健康相談において、嘱託医との面接を行い、相談者が嘱託医から専門的な助言・指導を受ける機会を設けました。
41			自然災害から子どもたちを守るため、教育現場における防災教育の推進を図るとともに、自主防災組織の育成支援や総合防災訓練への参加促進を通じて、地域の防災意識の向上を図ります。	総合防災室	・県が作成した防災教育用教材(DVD)の活用を促進するため、教育委員会と連携し、教員を対象とした研修会を開催しました。

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
42				総合防災室	・岩手県地域防災サポーターを地域に派遣し、ワークショップ等を通じて自主防災 組織の育成を図りました。
43		子育て応援情報 の充実を図りま す	インターネットやマスメディアなどを活用し、子育ての知識や、地域における子育て支援サービス、相談機関に関する情報など、あらゆる世代の多様なニーズに対応した子育て応援情報の提供を行います。		・子育て応援ポータルサイト「いわて子育て i らんど」では、各地域の子育て支援 センターや子育てサークルに関する情報提供を行いました。
44			子育て中の家庭が抱える悩みを気軽に相談できるよう、住民に最も身近な市町村の相談窓口の強化が図られるよう支援します。	子ども子育て支援課	・県が運営委託する子育てサポートセンターでは、地域子育て支援拠点施設等(地域子育て支援センター、つどいの広場等)の関係者向け研修等を実施しました。 (H30年度実績:子育て指導者向け研修会の開催4回)
45	2(2) 子育て相談や 情報提供の充 実	子育て相談の充 実を図ります	地域子育て支援センターや保育所等の相談関係機関相 互の連携を密にし、効果的な相談支援体制を構築しま す。	子ども子育て支援課	・市町村が実施する利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)に要する経費の一部を支援しました。 (平成30年度利用者支援事業13市町、地域子育て支援拠点事業30市町村、子育て援助活動支援事業13市町)
46			専門的な支援が必要な児童相談に対応するため、児童 相談所や児童家庭支援センター、保健所等の専門的機関 における相談機能の強化に努めます。	子ども子育て支援課	・専門的機関における相談機能の強化を図るため、福祉総合相談センター及び児童 相談所に配置する児童福祉司の数を、昨年度に比べ5名増員しました。(H29:32人 ⇒H30:37人)
47				子ども子育て支援課	・各保健所において、女性健康支援センター事業として妊産婦から子育で期に係る相談を実施した他、産科医療機関・各市町村等との連絡会議の開催、母子保健担当者等に対する関係者研修会を開催するなど、各市町村と連携し、相談機能の充実・強化に努めました。 (関係者連絡会議の開催:35回、母子保健等関係者研修会の開催:22回、母子保健関係講演会:2回)
48	親と子の健康づくりの充実	の保健対策と子 どもの健やかな	子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等についての健康教育や相談活動の充実を図ります。また、妊娠の届出や妊婦健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診者に対する指導の充実に努めます。	子ども子育て支援課	・各保健所において、女性健康支援センター事業として妊産婦から子育て期に係る相談を実施した他、思春期からの女性等を対象に健康教育事業を実施しました。 (健康教育実施回数:60回、受講延人数:3,804人) ・妊娠・出産包括支援事業を実施する各市町村母子保健担当者や助産師等の関係者を対象に、母子保健指導者研修会を開催しました。 (開催回数:1回) ・診療報酬単価に基づき、妊婦健診に係る参考単価を設定しました。

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
49				医療政策室	・各市町村では、産科医療機関と連携の上、岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」を活用し、未受診者に対する指導の充実を図りました。
50			県医師会の協力を得て、本県独自の母子健康手帳を作成し、母と子の健康支援に関する情報提供の充実に努めます。	子ども子育て支援課	・岩手型母子健康手帳を作成し、本県独自の情報も含め、母と子の健康支援に関する情報提供を行いました。また、妊産婦等支援に係る教材 ((公財)母子衛生研究会提供)を配付し、乳幼児期からの食生活支援や歯科保健、予防接種、事故防止等に対する普及啓発を行いました。
51	親と子の健康 づくりの充実		児童虐待の発生予防に向けて、妊産婦メンタルヘルス ケアや乳児家庭全戸訪問等により、親子の心身の健康支 援の充実に努めます。	子ども子育て支援課	・各保健所において、産科医療機関・各市町村等との連絡会議の開催や妊産婦メンタルヘルスケア研修会・産後うつ事例検討会を開催するなど、支援体制強化や乳児家庭全戸訪問等を行う各市町村の母子保健担当者の資質向上に努めました。 (関係者連絡会議の開催:35回、妊産婦メンタルヘルスケア研修会・産後うつ事例検討会の開催:7回)
52			HTLV-1 母子感染予防について、協議会を設置し、妊婦に対する抗体検査の実施や相談体制等の整備に努めます。	子ども子育て支援課	・HTLV-1感染対策協議会を開催し、妊婦に対する抗体検査や相談体制の整備に努めました。(開催回数: 1回) ・各保健所において、HTLV-1抗体検査を実施している他、妊婦健康診査で抗体陽性となった妊婦の家族等の相談対応を実施しました。 (抗体検査実施件数:13件、相談件数:3件)
53			総合周産期母子医療センターを中核とし、インターネットを活用した周産期医療情報の共有を図りながら、地域の周産期母子医療センターや診療所、助産所、市町村等との連携を促進し、妊娠のリスクに応じた適切な周産期医療の提供に努めます。	医療政策室	・妊婦のうち、特に危険度の高い者を対象とし、出生前後の母体、胎児及び新生児の一貫した管理を行う「総合周産期母子医療センター」(岩手医科大学)等に対し、運営費の補助を行いました。 ・岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」と各病院基幹電子カルテとの連携を行うため、その保守に要する経費を補助しました。
54			不妊専門相談センターや保健所において、不妊・不育に関する相談及び情報を提供するとともに、体外受精など特定の不妊治療のほか、男性の不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図ります。	子ども子育て支援課	・不妊専門相談センターにおいて、電話相談及び外来での相談に対応しました。 (H30相談件数:92件) ・また、パンフレット等の作成のほか、市民公開講座を開催し、不妊に関する知識 の普及啓発に努めました。 (市民公開講座:H30.11.17) ・特定不妊治療及び男性不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一 部を助成しました。 (H30特定不妊治療助成件数:562件、男性不妊治療助成件数:6件)

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
55			乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、乳幼児期からのパランスのとれた食生活の支援、歯科疾患の予防及び咀嚼機能の発達支援など、乳幼児への保健指導の充実に努めます。また、予防接種率の向上、乳幼児の事故防止について、普及啓発に努めます。	子ども子育て支援課	・診療報酬単価に基づき、乳児健診に係る参考単価を設定しました。 ・岩手型母子健康手帳を作成し、本県独自の情報も含め、母と子の健康支援に関す る情報提供を行いました。
56			保護者が抱く子育て不安への対応を図るとともに、休日・夜間の救急外来への受診について適切な助言を行うことができるよう、小児救急医療電話相談の充実に努めます。また、どの地域にいても必要な治療を受けられる小児救急医療体制の整備に努め、一定の圏域ごとの体制整備を計画的に進めます。	医療政策室	・看護師等が、小児を抱える家族からの相談を夜間に受け付け助言をすることにより、子育ての不安の解消と小児初期救急における小児科医の負担軽減を図るため、「小児救急医療電話相談事業」を実施しました。(実績:4,405件)・小児救急に係る中核病院を遠隔支援システム(TV会議システム)で結び、小児科専門医の診断助言を受けることができる小児医療遠隔支援事業を実施しました。(実績:11件)・救急医療に従事する小児科以外の医師等への小児救急医療に関する研修会を開催しました。(実績:延べ300名受講)
57	親と子の健康づくりの充実	の保健対策と子 どもの健やかな 成長を見守り育	保護者が抱く子育て不安への対応を図るとともに、休日・夜間の救急外来への受診について適切な助言を行うことができるよう、小児救急医療電話相談の充実に努めます。また、どの地域にいても必要な治療を受けられる小児救急医療体制の整備に努め、一定の圏域ごとの体制整備を計画的に進めます。	子ども子育て支援課	・岩手型母子健康手帳を作成し、小児救急電話相談を周知した他、こども救急ミニガイドや応急手当(救命処置)を掲載し、保護者の不安軽減に努めました。
58			長期に治療と高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の保護者への医療費負担軽減を図るため、研究事業の利用普及に努めるとともに、自立支援のため、地域の協議会等における関係者との課題共有と患者・家族の意見も踏まえた支援に努めます。	子ども子育て支援課	・小児慢性特定疾病医療費助成について、県ホームページへの掲載により制度周知に努めました。(平成31年3月末受給者数:1,068人)
59				子ども子育て支援課	・小児慢性特定疾病児童等自立支援センター(岩手県難病・疾病団体連絡協議会に委託)を設置し、小児慢性特定疾病児童等の保護者からの相談対応や、リーフレット作成による同センター事業の普及啓発を行いました。(相談延件数:36件)・各保健所において、小児慢性特定疾病児童等の保護者を対象に情報交換会を開催し、育児不安の軽減や親同士の交流を図りました。(6保健所にて実施、参加者延28名)
60			先天性代謝異常を早期に発見するため、新生児にタンデムマス法を用いた検査を実施して、疾病が判明した子への適切な治療が行われるよう、検査機関と医療機関との連携や検査の精度管理等を実施します。	子ども子育て支援課	・新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を実施し、異常の早期発見及び早期治療の促進に努めました。 ・また、治療に関する相談や医療機関等への連絡調整を行う相談機関(岩手医科大学に委託)を設置し、疾病が判明した子等についての相談対応を実施するとともに、検査精度の維持向上を図るため、精度管理を実施しました。 (H30検査件数:8,539件、相談件数:10件)

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
140.	タロー	切ける	施束の推進力同 母子保健医療体制の充実を図るため、県医師会、県歯	医療政策室	一成30年及 <b>失</b> 施 <b>仏</b> ①岩手周産期研究会へ委託し、医師、助産師、看護師及び救急救命士等に新生児蘇
61			科医師会、県立大学、県助産師会等と連携し、多様な ニーズに対応する保健医療従事者の資質の向上に努める とともに、関係機関の連携を推進します。		生法を普及させるための研修会を開催しました。 (23回:210名) ②県医師会へ委託し、胎児先天性心疾患の診断に特に有効な機能を有する超音波画像診断装置の操作技術を習得させるための研修会を開催しました。 (2回:31名) ③県看護協会へ委託し、就業助産師の資質向上を図るための研修会を開催しました。 (4回:91名)
62	親と子の健康づくりの充実	切れ目の幼児とかりりをは、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	母子保健医療体制の充実を図るため、県医師会、県歯科医師会、県立大学、県助産師会等と連携し、多様なニーズに対応する保健医療従事者の資質の向上に努めるとともに、関係機関の連携を推進します。	子ども子育て支援課	・母子保健指導者研修会を開催し、各市町村母子保健担当者や県内助産師の資質向上に努めました。(開催回数:1回) ・各保健所において、産科医療機関・各市町村等との連絡会議の開催、母子保健・医療・福祉・教育機関担当者等に対する関係者研修会を開催するなど、各市町村と連携し、相談機能の充実・強化に努めました。(関係者連絡会議の開催:34回、母子保健等関係者研修会の開催:23回、母子保健関係講演会:2回)・県と不妊専門相談センター(岩手医科大学附属病院に委託)による「平成30年度不妊・不育症に関する保健医療従事者等研修会」を開催しました。(H30.11.17)
63		学童期・思春期 から成人期に向 けた保健対策を 推進します	地域保健と学校保健との連携を図りながら、生活習慣の改善などによる健康づくりを一層推進します。	子ども子育て支援課	・各保健所において、学校保健等と連携し、生活習慣病予防講話や減塩メニューの調理実習等の出前講座を通して、幼少期からの健康づくりについて普及啓発を行いました。 (健康教育実施回数:60回、受講延人数:3,804人)
64				健康国保課	【食習慣】 ・学校や市町村等の連携により、保健所において食生活改善地域展開事業において 食生活改善等に係るリーダー養成や健康教育等を実施しました。 (学校職員等対象のリーダー養成:19回512人、児童・生徒・保護者等対象の健康 教育:31回2,385人)
65				健康国保課	【歯科】 ・学校等において、歯と口の健康、噛むことの大切さについて歯科健康教育、歯科保健指導等を実施しました。 「子どものむし歯・歯肉炎予防対策事業」県内21校(小学校3校の児童91名、中学校1校の生徒120名、高等学校17校の生徒1169名) 「イー歯トーブ8020出前健口講座」(岩手県口腔保健支援センター事業)県内16校(小学校5校の児童106名、中学校2校の生徒21名、高等学校3校の生徒470名、特別支援学校6校の児童・生徒99名) ・イー歯トーブ8020健口情報シリーズ「フッ素でお口の健康 フッ素を使ったお口の健康づくり」の啓発用チラシを作成しました。 ・「フッ素洗口マニュアル」を作成しました。

			16-46-5-19-19-1	I=	
No.	項目 1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
66			県や市町村、関係団体が連携し、思春期の男女に対する性感染症、避妊、喫煙、飲酒、食習慣、自殺予防対策等に関する教育、相談、情報提供等の充実を図ります。	保健体育課   	・養護教諭や学校保健推進者等を対象に、性に関する指導やがんなど生活習慣病予防のための指導等についての研修を行いました。
67				子ども子育て支援課	・各保健所において、医療機関・各市町村・教育機関等との連絡会議の開催、母子保健・医療・福祉・教育機関担当者等に対する関係者研修会を開催するなど、各市町村と連携し、相談機能の充実・強化に努めました。(関係者連絡会議の開催:35回、母子保健等関係者研修会の開催:22回、母子保健関係講演会:2回)・各保健所において、思春期の男女を対象に、自らの判断で正しい選択ができるよう、出前講座やピアカウンセリング等の健康教育事業を実施しました。(健康教育実施回数:60回、受講延人数:3,804人)
68	親と子の健康 づくりの充実	学童期・思春期 から成人期に向 けた保健対策を 推進します	学校における教育相談を充実させるため、スクールカウンセラー等の配置を拡充するとともに、教員の教育相談に関する研修の充実を図ります。また、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校外の専門家(医師、歯科医師、薬剤師、助産師、保健師、警察職員)等の協力を得て、性に関する指導や薬物乱用防止教育を推進します。	学校調整課	・学校における教育相談を充実させるために、スクールカウンセラーを配置しました。 配置校数:小学校77校、中学校136校、高等学校1校 ・その他、高等学校については、県内10エリアに分け、各エリアに1名のスクールカウンセラーを配置しました。 ・特別支援学校については、14校に配置しました。 ・加えて、沿岸部3教育事務所に13人の巡回型カウンセラーを配置しました。 ・教員の教育相談に関する研修については、「こころのサポート研修」を開催しました。 開催回数:199回 参加人数:5,514人
69				保健体育課	・県医師会等へ学校の健康教育への協力を依頼し、学校における健康教育の推進を図りました。 ・県内の中学校、高校へ外部講師を活用した薬物乱用防止教室の実施の徹底を図りました。 ・養護教諭を対象に、教育相談に関する研修を行いました。
70		障がい児支援を 推進します	県内どの地域でも、障がい児のニーズに対応した質の高い療育が受けられるよう、発達障がい児や超重症児などのニーズにも対応できる機能を備え、障がい児療育の中核機関となる「県立療育センター」の移転改築整備を進めるとともに、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、地域療育ネットワークの構築を図ります。	障がい保健福祉課	・平成30年1月に矢巾町に新築移転し、県内の障がい児療育の拠点として、超重症児(者)・準超重症児(者)をはじめとした児(者)に対する医療的ケアなどの支援や発達障がい児を含めた障がい児の総合的な相談支援等を実施しました。・また、小児医療遠隔支援システムを導入し、小児科専門医による遠隔診断が可能となり、医療の質の向上や他の医療機関との連携体制の構築に取り組みました。・さらに、新築移転後の県立療育センターへの利便性の向上を目的として新たな案内標識の設置を行いました。
71				障がい保健福祉課	・保護者と関係機関の共通認識を図り、一貫した支援を行うためのツールである 「就学・相談支援ファイル」が県内に普及するよう、ファイルの内容や活用事例を 取りまとめて県内の市町村へ情報提供しました。

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
72				子ども子育て支援課	・岩手型母子健康手帳に発達障がいについて掲載し、相談窓口等の周知を図りました。
73	2 (3) 親と子の健康 づくりの充実		市町村と連携し、地域で発達障がい児への相談に対応できるような支援体制の強化に努めるとともに、保育所、幼稚園、認定こども園等に対し、障がいの理解や指導法など、障がい児が集団生活に適応するための支援についての普及啓発を行います。	障がい保健福祉課	・平成23年度に作成した「いわてこども発達支援サポートブック」の内容の見直し・更新を行いました。更新版サポートブックは各市町村、医療機関、その他関係機関に配布するとともに、岩手県HPへ掲載しました。・県内の保育所等の職員を対象に発達障がい児への適切な関わり方を身につけるための「ペアレントトレーニング実践研修」を実施しました(1回目(11/8)参加者32名、2回目(11/17)参加者31名)。・発達の気になる子どもを育てた経験を活かして、他の保護者の相談者となるための「ペアレントメンター支援事業」を実施しました(1回目(11/4)参加者13名、2回目(2/17)参加者118名)。
74				子ども子育て支援課	・岩手型母子健康手帳に発達障がいについて掲載し、相談窓口等の周知を図りました。
75	保育サービス の充実と教 育・保育の総	る市町村の保育	各市町村では、子ども・子育て支援新制度における、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童を解消するなど保育サービスを必要とするすべての家庭が利用できるよう、計画的な施設整備やサービスの質の向上に努めます。	子ども子育て支援課	・県内33市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に要する経費の一部を支援しました。 ・市町村において、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき保育所等の施設整備を行いました。(平成30年度保育所、認定こども園等への施設整備補助 16か所)
76			県では、市町村の計画を取りまとめて「県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町村の支援や、施設等に関する情報の公表に努めます。	子ども子育て支援課	・特定教育・保育施設等の基本情報について、県ホームページに掲載しました。
77		多様な保育サー ビスを促進しま す	多様な保育ニーズに的確に対応するため、延長保育、 休日保育、病児・病後児保育等の拡充や、幼稚園におけ る一時預かりの活用を図ります。	子ども子育て支援課	・市町村が実施する延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業に要する経費の一部を支援しました。 (平成30年度延長保育事業24市町村、病児保育事業22市町、一時預かり事業25市町村) ・休日保育については、休日保育加算として公定価格に含まれたことから市町村が負担する経費の一部を負担することとなりました。

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
78		- AH -	育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人とを会員とするファミリー・サポート・センターの設置促進、病児・病後児の預かり等の機能の強化や広域的な利用などを支援します。		・市町村が実施する子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、病児保育事業に要する経費の一部を支援しました。 (平成30年度子育て援助活動支援事業13市町、病児保育事業22市町)
79			仕事の都合などにより、夜間にわたり保護者が不在となる児童を児童養護施設などで預かる子育て短期支援事業(トワイライトステイ・ショートステイ)の促進に努めます。	子ども子育て支援課	・市町村が実施する子育て短期支援事業に要する経費の一部を支援しました。 (平成30年度子育て短期支援事業トワイライトステイ4市、ショートステイ10市)
80		多様な保育サー ビスを促進しま す	認可外保育施設を安心して利用できるようにするため、運営内容などの情報提供や適時の指導に努めます。	子ども子育て支援課	・認可外保育施設について、県のHPに運営内容を掲載しました。 ・県と中核市及び県から権限移譲している市町村で、立入調査を実施しました。
81		認定こども園の 普及を促進しま す	認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、 保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子ども・ 子育てを受入れられる施設であるという特徴をふまえ、 幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普 及を図ります。	子ども子育て支援課	・認定こども園の設置状況や設置の手続き等について、県のホームページを通じて 情報提供を行いました。
82				学事振興課	・認定こども園への移行手続等の相談に対して情報提供等を行いました。
83			幼保連携型認定こども園は、認可手続きを簡素化した 制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。	子ども子育て支援課	・認定こども園の設置状況や設置の手続き等について、県のホームページを通じて情報提供を行いました。 ・県内の幼保連携型認定こども園は63施設となりました。(平成30年4月1日現在、対前年度比+14施設)
84				学事振興課	・認定こども園への移行手続等の相談に対して情報提供等を行いました。

No.	項目1	項目2	 施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
NO.					1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
85		実施者、従事者 の確保及び資質 の向上	質の高い幼児教育や保育等の事業の提供にあたって基本となるのは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます。		・保育人材の確保のため、保育士・保育所支援センターにおいてマッチング支援に 取り組んだほか、保育士人材確保研修や保育士資格取得支援事業に取り組みました。 (センターマッチング件数122件、相談件数1,824件) (①新任保育士研修 平成30年6月5日実施、102名受講) (②潜在保育士研修 平成30年9月3日実施、18名受講、10月29日実施、20名受講、平成30年11月27日実施、22名受講)
86				学事振興課	・教育委員会が実施する「幼稚園等初任者研修」等の各種研修について、私立幼稚園等に対して参加を促し、幼児教育を担う人材の質の維持・向上を図りました。
87	保育サービス	実施者、従事者 の確保及び資質 の向上	県は「岩手県保育士・保育所支援センター」を保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、保育所と潜在保育士とのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。		・保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士への就職支援、保育所と潜在保育士とのマッチング支援を行いました。 (H30相談件数:1,824件、マッチング件数:122件)
88			働き続けたい職場環境の構築を図ります。	子ども子育て支援課	・県内全ての私立保育所等において、平成27年度に国が創設した処遇改善等加算を活用し、保育士の給与等の改善に取り組むとともに、国に対し必要な財源の確保について、要望しました。 (平成30年6月)
89			幼児教育、保育事業に従事する職員の段階に応じた研修を実施し、資質の向上を図ります。		・就職後概ね3年までの新任保育士を対象に、業務に必要な知識及び技術を修得するため等を目的として研修を実施しました。 (平成30年6月5日実施、102名受講)
90				学事振興課	・教育委員会が実施する「幼稚園等初任者研修」等の各種研修について、私立幼稚園等に対して参加を促し、幼児教育を担う人材の質の維持・向上を図りました。 ・教育委員会が実施する「幼稚園等初任者研修」の内容等について関係団体等と協議し、研修の充実を図りました。
91		保育所における 事故防止の徹底	夏季の水遊びやキャンプなどの園外行事が増加する時期には、子どもの事故防止に関する注意を喚起する文書の送付等により、保育所や認可外保育所の安全な運営に努めます。	子ども子育て支援課	・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの周知徹底に努めました。 ・プール活動・水遊びに係る事故防止の文書、河川水難事故に係る事故防止の文書 等を送付し、事故防止に関する注意を喚起しました。

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
92			県が行う保育所や認可外保育所への定期監査や立ち入り調査等の機会を通じ、子どもの安全の確保についての取組状況を確認し、必要に応じて適切な措置の実施等について指導します。		・保育所監査、認可外保育施設立入調査等において、取組状況の確認を行いました。 た。 ・国のデータベースに事故情報を登録し、再発防止の取組や事故後の対応の参考に するよう促しました。
93	子育てにやさ	仕事と生活の調 和の見まのの見 のの見 しの見 します	企業等における労働関係法令に沿った規定の整備や、 国や県が講じている各種施策について活用が図られ、仕 事と子育ての両立ができる職場づくりが促進されるよ う、セミナーの開催やホームページ等による周知啓発の ほか、企業訪問を通じて必要な情報提供等に努めます。		・ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発を目的として、企業経営者や管理部門担当者などを対象に「いわて働き方改革推進セミナー」を開催しました。(平成30年11月21日開催)・県内企業における仕事と生活の調和を促進するため「いわて働き方推進運動」を展開し、優れた取組の企業については、「いわて働き方改革アワード」で表彰を行いました。 (平成29年10月26日開催、最優秀賞2社、優秀賞2社、個別プロジェクト賞6社)・「いわて働き方改革推進運動」に参加する企業はホームページに掲載を行ったほか、テレビ番組や、事例紹介冊子などの作成を行い、広く県民に向けて周知啓発を行いました。
94	子育てにやさ	仕事と生活の調 和の実現のため の働き方の見直 しの機運を醸成 します	企業等における労働関係法令に沿った規定の整備や、 国や県が講じている各種施策について活用が図られ、仕 事と子育ての両立ができる職場づくりが促進されるよ う、セミナーの開催やホームページ等による周知啓発の ほか、企業訪問を通じて必要な情報提供等に努めます。	子ども子育て支援課	・仕事と子育ての両立支援の拡大を図るため、いきいき岩手支援財団の「いわて子ども希望基金」を活用し、企業経営者や管理部門担当者等を対象としてワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しました。 (平成30年12月7日開催)
95			仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりに取り組む 企業等の拡充を図るため、他の模範となる取組を実施す る企業の認証や表彰を行います。		・仕事と子育ての両立支援など男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進するため、「いわて子育てにやさしい企業等」認証の拡大を図りました。 (企業等認証 H30実績:48件、H19~H30累計113件)
96			労働局が主催する「岩手子育て女性の就職支援協議会」における関係機関や企業・団体等との情報交換等を通じ、国の施策や関係機関の取組との十分な連携を図ります。	子ども子育て支援課	・労働局が主催する「岩手子育て女性の就職支援協議会」に参加し、関係機関との連携等について情報交換を行っています。 (平成29年6月29日開催)※H30年度未開催
97		仕事と子育ての 両立のための基 盤整備に努めま す	保育所の運営費に対して引き続き支援するとともに、 適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。また、保育所等の施設整備を計画的に進めていくととも に、認定こども園に対する制度等の情報提供などにより、施設整備又は既存施設の認定こども園への円滑な移 行を支援します。	子ども子育て支援課	・私立保育所に対し施設型給付費等により支援し、保育所監査による運営状況の把握・指導を行いました。 ・市町村の子ども・子育て支援実施計画に基づく認定こども園の施設整備を支援しました。 (平成30年度保育所、認定こども園等への施設整備補助 16か所)

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
98			また、3歳未満の待機児童を解消するため、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業の活用を促進します。		・平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援新制度により、小規模保育をはじめとする地域型保育事業に対して施設型給付費等により支援しました。
99			保育士の確保については、処遇改善など労働環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センターにより、人材の確保に努めます。		・県内全ての私立保育所等において、昨年度国が創設した処遇改善等加算を活用し、保育士の給与等の改善に取り組みました。 ・保育士・保育所支援センターにおいて、保育士と潜在保育士のマッチング支援等 を実施しました。 (センターマッチング件数122件、相談件数1,824件)
100			県は放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。	子ども子育て支援課	・県内33市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に要する経費の一部を支援しました。
101			女性の再就職を支援するための技術講習や託児サービスを付加した離職者向けの職業訓練を推進します。		・女性の再就職を支援するために、就業に必要な知識、技術能力の再開発を行う技術講習を開催しました。(受講者数:94人、修了者数:89人、就職者数:34人)
102	経済的負担の	子育て家庭の経 済的支援の充実 に努めます	額以上の自己負担額に対して助成を行うことにより、子どもや妊産婦の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図ります。		・子ども医療費助成については、69,874人の受給者に対し、506,834千円の助成を 行いました。 ・妊産婦医療費助成については、3,188人の受給者に対し、118,114千円の助成を行 いました。
103			ど、その負担軽減が図られてきていますが、より一層、 保護者の負担軽減が図られるよう、国に要望します。	子ども子育て支援課	・国に対して、各市町村の実情に則した制度となるよう逐次必要な見直しを行うことを要望しました。 (平成30年6月)
104			中学生以下の子どもを持つ家庭に対する経済的支援として、児童手当の支給について市町村を支援します。		・市町村が住民に対して支給する児童手当の財源に充てるための費用の一部を支援しました。
105			経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対する教育の機会の確保に資するため、就学支援金や授業料減免補助事業による学費助成、奨学のための給付金による修学支援を行うなど、保護者の経済的負担の軽減に努めます。	学事振興課	・経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対する教育の機会の確保に資するため、就学支援金による学費助成を実施しました。 (H30助成総額 1,171,366千円)

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
106				学事振興課	・経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対する教育の機会の確保に資するため、授業料減免補助事業による学費助成を実施しました。 (H30助成総額 58,136千円)
107				学事振興課	・経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対する教育の機会の確保に資するため、奨学のための給付金による修学支援を実施しました。 (H30助成総額 106,974千円)
108				教育企画室	【就学支援金や授業料減免補助事業】 ・就学支援金や授業料減免に係る制度の活用等について周知等を行い、保護者の経済的負担の軽減に努めました。 ① H30就学支援金 認定者数: 23,829人 就学支援金額: 2,712,600,051円 ② H30授業料減免 減免者数: 1人 減免額: 13,500円 【奨学のための給付金】 ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度入学者から市町村民税所得割額が非課税の世帯に対して、奨学のための給付金を給付しました。 H30給付者数: 3,779人 給付額: 345,872,200円
109	経済的負担の	子育て家庭の経 済的支援の充実 に努めます	上記のほか、小児慢性特定疾病児童の医療費の公費負担、体外受精等の特定不妊治療に要する費用への助成、ひとり親家庭への児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付、精神又は身体に障がいがある児童への特別児童扶養手当の支給、市町村が行う未熟児養育医療及び身体障がい児育成医療への給付への支援などにより経済的支援を実施します。	子ども子育て支援課	・小児慢性特定疾病児童の医療費の一部を助成しました。(平成31年3月末受給者数:1,068人)
110				子ども子育て支援課	・特定不妊治療及び男性不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成しました。 (H30特定不妊治療助成件数:562件、男性不妊治療助成件数:6件)

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
111				子ども子育て支援課	・精神又は身体に障がいを有する児童に対し、特別児童扶養手当を支給しました。 (H30受給者数:3,990人)
112				子ども子育て支援課	・市町村が実施する未熟児養育医療及び身体障がい児育成医療への給付について、 市町村に対する財政的支援を行いました(1/4負担)。
113			また、東日本大震災津波による被災孤児・遺児に対しては、いわての学び希望基金による奨学金・教科書購入費等給付金・未就学児童給付金などを支給します。		・東日本大震災津波の発生により被災孤児・遺児となった児童のうち、未就学児童に対して給付金をを給付しました。 (支給対象児童数:1人)
114	ひとり親家庭	ひとり親の自立 支援の充実を図 ります	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」を定め、将来にわたりひとり親家庭等が安心して暮らすことができる社会づくりを目指します。	子ども子育て支援課   	・「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、相談機能の充実、就業支援対策の充実、子育て支援、生活環境の整備等に努めました。
115		相談機能の充実 に努めます	母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談対応 や、関係機関との連携により地域に出向いた相談事業を 実施するなど、相談機能の充実に努めます。また、日中 忙しくて相談できないなどのひとり親家庭等に対応し、 柔軟に相談対応ができるよう相談機能の充実を図りま す。	子ども子育て支援課	・広域振興局に24人の母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談に対応しました。 (H30相談件数:9,584件) ・「ひとり親家庭出張個別相談会」を県内40ヶ所で開催し、相談機能の充実を図りました。 (H30相談件数:41件)
116		就業支援対策の 充実に努めます	ひとり親家庭等の自立に向けて、公共職業安定所、商工関係団体等と連携して、就業相談、就業に必要な知識・技能習得のための支援などの充実を図ります。	子ども子育て支援課	・岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談員が企業訪問を行い、ひとり親家庭の求人開拓を行ったほか、公共職業安定所や市町村等の関係機関に対し、ひとり親家庭等の就業に係る情報提供や情報収集を行いました。(H30企業訪問40件、関係機関訪問153件、求人開拓:81件)・ひとり親家庭の就業に繋げるため、パソコン講習会と介護職員初任者講習会を開催しました。 (H30パソコン講習会2回、介護職員初任者講習会1回、受講者数:延べ303人)

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
117			ひとり親家庭の親を対象とした公共職業訓練等の実施 により職業能力開発と就業支援を推進します。	定住推進・雇用労働室	・母子家庭の母等を対象とした職業訓練には、平成30年度は6人が受講しました。 (ジョブ·カード作成者数6人)。 ・母子家庭の母等を対象とした訓練手当は、平成30年度は10人に支給しました。
118		子育て支援・生活環境の整備を 促進します	ひとり親家庭の子どもの保育所への優先入所、住宅の確保への配慮などを市町村に働きかけ、子育てや生活面に対する支援の充実を図ります。		・市町村を対象とした会議において、公営住宅の優先入居の実施や保育所、放課後 児童クラブの利用における特別の配慮の実施についての取組を依頼しました。
119		養育費確保を促進します	子どもを監護していない親からの養育費の確保を促進するため、弁護士による無料法律相談を実施し、専門的な相談支援を行うとともに、厚生労働省委託事業である養育費・面会交流相談支援センターと連携し、きめ細やかな相談支援を行います。		・岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センターの養育費相談員が養育費相談に対応したほか、ひとり親家庭の親等を対象とした就業支援講習会において、養育費についての情報提供を行いました。 (H30相談延べ件数:198件) ・岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士による無料法律相談を行いました。 (H30開催回数:53回、相談延べ件数:70件)
120		経済的支援の充 実に努めます	ひとり親家庭等の自立や子どもの修学のため、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金を効果的に活用できるよう情報提供するとともに、ひとり親家庭への児童扶養手当の適切な支給を図ります。	子ども子育て支援課	・H30母子父子寡婦福祉資金貸付件数は325件となりました。 ・H30児童扶養手当受給者数は10,447人となりました。
121			ひとり親家庭が適正な医療を受けられるよう、一定額以上の自己負担額に対して助成を行うことで、健康保持と福祉の増進を図ります。	健康国保課	・ひとり親家庭医療費助成については、27,642人の受給者に対し、237,765千円の 助成を行いました。
122	被災した保育	被災した保育所 等の復旧支援を 促進します	震災により全壊・半壊の被害を受けた保育所は 19 か所、地域子育て支援センターは6か所、放課後児童クラブ・児童館は9か所に上っており、被災地における新たな街づくりの状況を踏まえながら、未復旧の施設について、早期に本格的な復旧が図られるよう支援を行います。	子ども子育て支援課	・陸前高田市の今泉保育所及び子育て支援センターあゆっこの復旧に要する経費の一部を支援しました。 ・被災した保育所等について、H30年度をもって全て復旧が完了しました。
123	被災した保育	被災した保育所 等の復旧支援を 促進します	保育所等に対して、行事やプログラムの実施を支援します。	子ども子育て支援課	・県が事業委託するいわて子ども支援センターにおいて、保育所等の団体が開催する研修会の支援を行ったほか、保育所等に対するバス遠足支援や室内型遊び場の設置等を実施しました。 (バス支援97団体9,474人、園外保育支援5団体343人、芸術鑑賞会提供26団体5,162人、室内遊び場の提供20回5,526人)

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
124			被災児童の養育者の一時的な休息のための援助 (レスパイト・ケア) や、支援者のスキルアップ等のため、保育支援研修会を実施します。また、保育所等が開催する子育て研修会を支援します。	子ども子育て支援課	・県が事業委託する東日本大震災いわて子ども支援センターでは、被災地に勤務する保育支援者を対象に、レスパイト等の包括的な支援のため、保育技術の向上とセルフケア技術の習得のための研修会を開催しました。 (開催回数:72回)
125		震災で被災した 子育て家庭への 経済的支援に努 めます	震災により住宅の全半壊など財産の損失があった場合や、生計維持者の失職等に伴い家庭の収入が震災前に比べ減少した場合に市町村が行う保育料の減免に対して支援を行います。	子ども子育て支援課	・東日本大震災に伴い保育料の減免を行った市町村に対し補助しました。 (平成30年度 5市町村、343世帯)
126	3 (1) 地域における 健全育成活動 の推進	子どもの視点に 立った健全な育 成を図ります	豊かな自然の中で家庭や地域の方々の愛情に基づき、子どもの自発的で感動、ゆとり、喜びを伴う行動(遊び)が尊重される地域づくりを進めます。	生涯学習文化財課	・各青少年の家において、共同体験を通して、親子の相互理解を深めるとともに、 子育ての仲間作りを促進する親子共同体験推進事業を実施しました。 (3施設合計 参加者延べ1,674人)
127			子どもが基本的生活習慣や社会性を身に付けるためには、家庭の果たす役割が大きいことから、家事の分担、楽しい食事、地域行事に家族みんなで参加するなど、家族とふれあう機会の大切さについての普及啓発を図ります。		・児童・生徒の発達段階に合わせて、家庭生活を大切にする心情を育み、家族・地域・社会の一員として生活をより良くしようとする姿勢を育てる学習を行っています。
128			地域コミュニティの一員として、協力し合い、助け合いながら自立した生活を送るため、多様な世代との交流、ボランティアなどの社会活動への参加を促進します。	学校教育課	・県内のほぼ全ての学校で、「ボランティア活動」を実施しています。内訳は、小学校はその9割が募金活動に取り組んでおり、中学校は清掃や花壇整備などの地域 奉仕の活動が最も多く全体の7割を占めています。
129			心身とも健康に成長するためには、外遊び、運動・スポーツする時間と勉強する時間を年齢に応じてバランス良く保つことが必要であり、また、親が自らの健康づくりを進めながら、子どもの手本となって、家族みんなの健康保持に努めることも重要であることから、子どもと家族の健康・体力づくりを推進します。		・「希望郷いわて 元気・体力アップ60運動」をキャッチフレーズに、学校・家庭・地域が連携して、幼児児童生徒が運動やスポーツに親しむことのできる環境づくりに継続的に取り組みました。 ・県内1園を実践園とし、運動習慣の形成に焦点を当てるとともに、幼稚園教諭の指導力向上、運動遊びの重要性の理解に向けた保護者の啓発など、「幼児の60運動遊びプロジェクト」を実施し、その成果をリーフレットにまとめ全県へ配布することができました。
130			家族や友達との関係、学校生活、健康などの悩みや不安には、電話相談などを活用し、専門員の支援を受けながら、解決の方法を見出すことも重要であることから、子育て家庭や子どもが相談できる体制の充実に努めます。		・生涯学習推進センターにおいて、子育て電話相談「すこやかダイヤル」(月〜金曜日10:00〜17:00※祝日、年末年始除く)、すこやかメール相談(通年)を開設しています。H30年度は電話相談が544件、メール相談が184件あり、子育て全般に係る保護者等の悩みの解消に努めました。
131	地域における	子どもの視点に 立った健全な育 成を図ります	子どもが健全に成長するためには、生まれ育った生活・教育環境に左右されないことが重要であり、子どもの貧困対策について総合的に推進します。	子ども子育て支援課	・官民一体で、地域における子どもの居場所づくりの取組拡大を図るため、子どもの居場所づくりに取り組む団体のネットワーク組織として「子どもの居場所ネットワークいわて」を立ち上げました。 ・子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するため、「子どもの生活実態調査」を実施しました。

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
132		放課後の健全育 成を促進します	労働等により保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、学校の余裕教室や児童館等を活用した、放課後児童クラブの適切な設置及び運営を推進します。	子ども子育て支援課	・放課後児童健全育成事業により運営費の一部を補助し、また、放課後児童クラブを設置する市町村に対し、整備の一部を補助しました。 (整備費補助:11クラブ、50,013千円)
133					・子ども子育て支援課との共催により生涯学習推進センター主管で「放課後児童支援員認定資格研修」を県内4カ所で開催しました。(受講者:214人、全科目修了者210人) ・放課後児童クラブ等の指導者を対象とした研修会を年3回開催しました。(参加者:3回計339人)
134			放課後等におけるすべての子どもの安全・安心な活動 拠点を設け、体験活動や地域住民との交流活動を支援す るため、学校の余裕教室や公民館等を活用した、放課後 子ども教室の適切な設置及び運営を推進します。	生涯学習文化財課	・放課後子ども教室は、国庫委託・補助事業の活用や市単費での運営により県内25 市町村において113教室が開設されました。 ・また、放課後子ども教室等の指導者を対象とした研修会を年3回開催しました。 (参加者:3回計339人)
135			福祉部局と教育部局の連携のもと推進委員会を設置し、放課後における総合的な支援の推進等について検討します。	子ども子育て支援課	・教育委員会が主催する『岩手県学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進 委員会』に出席し、関係機関等との情報交換を実施しました。 (平成30年5月25日、平成31年2月13日)
136			放課後児童クラブの従事者及び放課後子ども教室の参画者に必要となる研修を、福祉部局と教育部局の連携を図りながら、毎年度、計画的に実施します。	子ども子育て支援課	・放課後児童クラブ従事者等を対象に資質向上を目的とした研修会を開催しました。 (平成30年12月9日、受講者数75人)
137		地域の健全育成 活動を支援しま す	子どもを地域全体で育むとともに、子どもが地域の良さを実感し、地域活動に参画できるよう、県民運動の推進により意識啓発を図るとともに、地域における学校や社会教育施設、子どもに関わる団体などが実施する各種体験活動や読書活動、スポーツ交流活動など、世代間・地域間交流の促進を図ります。	生涯学習文化財課	・教育振興運動における市町村担当者研修会(参加者92人)及び、各教育事務所管内での推進研修会を開催し、子どもを地域全体で育むための意識啓発を行いました。 (6回、参加者計965人)
138				若者女性協働推進室	・青少年活動交流センター事業を通じて青少年ボランティアネットワークの構築を図りました。(通年) (参加者数延べ523名) ・ホームページ等の活用により青少年健全育成や青少年団体活動等に関する情報提供を行いました。(通年)

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
		<del>व</del>	県立児童館「いわて子どもの森」の機能を活用し、児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることにより、次代を担う児童の健全な育成を図るとともに、県内各地の児童館や放課後児童クラブ等における遊びの普及や指導者・ボランティア等の育成を図り、児童の健全育成活動の充実を図ります。		・ワークショップや季節ごとのイベントの開催、地域巡回事業(移動児童館)、「いのちのおはなしキャラバン」事業業等を実施し、児童の健全育成に努めました。 ・放課後児童クラブ職員等研修会やボランティア研修会を実施し、遊びの普及や指導者・ボランティアの育成を図りました。
140			児童館の適切な設置を支援し、遊び環境の充実を促進 します。		·児童館の整備を検討している市町村に対して、整備に係る補助事業等の情報提供を行いました(平成30年度の補助事業の実績はなし)。
141			有害図書類の排除やインターネットの適切な利用等青少年の健全育成のための環境浄化と非行の未然防止等に向けて、広報・啓発活動や関係業界に対する働きかけに努めるとともに、関係機関・団体やPTA等地域住民が一体となった非行防止活動の推進を図ります。	若者女性協働推進室	・情報メディア対応能力養成講座を開催しました。 (11/1~11/30 4会場)参加者127名 ・春のあんしんネット・新学期一斉行動に取り組みました。 (3/9盛岡市イオンモール)
142				若者女性協働推進室	・青少年を非行・被害から守る県民大会を開催しました。 (7/24アイーナ)参加者499名
143					・岩手県青少年環境浄化審議会を年12回開催し、59冊の図書を「青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類」と指定、各コンビニや書店等に対し適正な陳列を指導しました。

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
144	地域における	地域の健全育成活動を支援しま	有害図書類の排除やインターネットの適切な利用等青少年の健全育成のための環境浄化と非行の未然防止等に向けて、広報・啓発活動や関係業界に対する働きかけに努めるとともに、関係機関・団体やPTA等地域住民が一体となった非行防止活動の推進を図ります。		・各警察署において、少年警察ボランティア等とともに有害環境浄化を目的とした立入調査を実施したほか、携帯電話販売店に対して未成年者へのフィルタリングの徹底を要請しました。 ・平成31年3月9日、春のあんしんネット・新学期の一斉行動において、関係機関・団体と連携し、未成年者のインターネットの適切な利用を呼び掛けるイベントを開催しました。 ・少年の非行防止については、各学校等に警察職員が訪問し、生徒や保護者を対象とした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催しています。 ・インターネット上の違法・有害情報等がないかを把握し、発見時に県警に通報するサイバーパトロール活動を行うサイバー防犯ボランティアを、平成30年4月、「職業訓練法人 北上情報処理学園 北上コンピュータ・アカデミー」に委嘱(平成26年度から継続)しました。 ・県内の青少年を対象にインターネット防犯講話活動を行う学生ボランティアとして、平成28年4月、「盛岡大学学友会ボランティア委員会 結-YOU-」が参画し、平成30年度においては、沿岸被災地の中学校を含む県内4カ所の小中学校の生徒に対して情報モラル講話を実施しました。 ・インターネットの適切な利用について、各学校等に警察職員が訪問し、生徒や保護者を対象に「サイバーセキュリティカレッジ」を実施しました。(平成30年度中、284回、25,193名)
145			成長段階に応じ、たばこやアルコール依存、薬物乱用 等の防止についての啓発指導の充実に努めます。	健康国保課	【たばこ】 ・小学校、中学校、高等学校の児童、生徒、保護者及び教諭に対して喫煙防止等に 関する防煙教室を実施しました。 (20件 計1,884人)
146				健康国保課	【薬物乱用等の防止】 ・地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するため、薬物乱用防止指導員を設置して、地域の会合、市町村行事等と連携し啓発活動を行いました。 (活動回数:360回)
147	岩手の食育の	子どもたちへの 食育の普及を図 ります	子どもたちが「食」に関する知識や「食」を選択する 力を自ら身に付け、望ましい食習慣が形成されるよう、 家庭、地域、学校等の連携を図りながら、総合的かつ計 画的に食育を推進します。	県民くらしの安全課	・乳幼児期についての食育の重要性を伝えるため、県内5市町村の保育園等を訪問し、「食育普及啓発キャラバン」を実施しました。 (紫波町・遠野市・奥州市・久慈市・西和賀町、内容:絵本の読み聞かせ/歯磨き 指導/食べ残し等のごみ減量の呼びかけ等) ・食育への理解と関心を深めるため、「食育標語コンクール」を実施しました。 (テーマ:楽しく食べよう、応募総数:1,521件) ・岩手の未来を担う児童生徒が、食育について考えていただくきっかけとなること を願い、「食育推進図画・ポスターコンクール」を実施しました。 (テーマ:楽しく食べよう、応募総数:31作品)

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
148				保健体育課	・食育担当者等を対象とした研修会の開催による指導者の育成に取り組みました。 ・食育担当者等に対し、家庭、地域、学校が連携して取り組んだ事例の周知を図りました。 ・学校における食育教材の活用促進を図りました。 ・食育だより等による家庭への食に関する情報提供の推進を図りました。
149	岩手の食育の	子どもたちへの 食育の普及を図 ります	子どもたちが「食」に関する知識や「食」を選択する 力を自ら身に付け、望ましい食習慣が形成されるよう、 家庭、地域、学校等の連携を図りながら、総合的かつ計 画的に食育を推進します。	健康国保課	・学校や市町村等の連携により、保健所において食生活改善地域展開事業において 食生活改善等に係るリーダー養成や健康教育等を実施しました。※再掲 (学校職員等対象のリーダー養成:19回512人、児童・生徒・保護者等対象の健康 教育:31回2,385人)
150			県食生活改善推進員団体連絡協議会、県栄養士会、県 歯科医師会等と連携した食育教室等の開催により、食事 の適量及びバランスを自分で選択・コントロールするこ と、よく噛んで食べること等の大切さの普及を図り、親 子の健康的な食生活習慣の定着と児童生徒の将来の生活 習慣病の予防について啓発します。	健康国保課	・おやこの食育教室事業を実施しました。 (実施主体:岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 連携支援 県・市町村) 15市町村(延べ 17回 参加人数442人)
151			農林漁業団体や地域住民等の協力を得ながら、農林漁業体験などの取組を通じ、子どもたちの本県農林水産業への理解醸成を図るとともに、食に対する感謝の心を育んでいきます。	農林水産企画室	農林漁業体験インストラクター等の派遣・紹介や、体験学習、関係施設の見学等の受入などの支援を実施(実施件数108件、参加人数20,859人)。
152				県民くらしの安全課	・食育に対する県民理解を促進し、地域や家庭での実践を進めるため、「食育推進県民大会」を開催しました。(11/23、約250人参加)
153	児童虐待防止	児童虐待防止対 策の充実を図り ます	児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれのあるものであり、子どもに対する重大な権利侵害であることから、県が策定した「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止に至るまで、関係機関と連携して取り組みます。		・県要保護児童対策地域協議会において、要支援児童等の情報提供にかかる関係機関の連携の一層の推進について情報交換を行ったほか、市町村に対し児童虐待防止対策に係るヒアリングを実施し、虐待の対応についての情報を把握しました。・平成30年4月に発生した児童虐待による死亡事案の検証結果(再発防止策)について、市町村担当者会議を開催して説明し、再発防止に向けた取組の徹底を促しました。

No.	7E D 4	15日の	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
NO.	項目1	項目2	W211, 11,2,2,311		1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
154			児童虐待の発生予防に向けて、妊娠・出産・育児期の 子育ての状況を把握し、妊娠期からの相談や情報提供な どの支援を充実します。		・「児童虐待防止アクションプラン」の市町村ヒアリングにより市町村における取組状況を確認し、取組の充実について助言しました。
155			児童虐待の早期発見のため、県民が児童虐待(疑いを含む)を発見した場合は、市町村や児童相談所等に速やかに通告するよう普及啓発を図ります。	子ども子育て支援課	・H30.11.6に「平成30年度岩手県子ども虐待防止フォーラム」を開催しました。 ・11月の「児童虐待防止推進月間」には、スーパーマーケット等県内32か所でのチ ラシ等の配布、主要駅へのポスター掲示等普及啓発活動を実施しました。
156	児童虐待防止	児童虐待防止対 策の充実を図り ます	家庭支援機能を強化するため、児童相談所が、市町村や児童家庭支援センター等関係機関の役割分担及び連携を推進するとともに、虐待の再発防止や家族再統合に向けた保護者への指導・支援を推進します。	子ども子育て支援課	・福祉総合相談センター及び各児童相談所において適宜対応しました。
157			市町村や児童家庭支援センターが児童虐待をはじめとする児童相談に適切に対応できるよう、児童相談所において、市町村への巡回訪問や、個別ケース検討会議に参加するほか、要保護児童対策地域協議会の運営を支援します。	子ども子育て支援課	・福祉総合相談センター及び各児童相談所において適宜対応しました。
158			児童相談所の児童福祉司等の適正な配置を図るとともに、研修などによる専門性の向上、スーパーバイザーの養成に努めます。また、虐待対応専門チームにより、迅速、適切な対応に努めます。	子ども子育て支援課	・福祉総合相談センター及び児童相談所に配置する児童福祉司の数を、5名増員しました。 ・また、虐待通告があった場合には、虐待対応専門チームが虐待通告後48時間以内に目視確認を行いました。
159	社会的養護体	社会的養護体制 の充実を図りま す	「岩手県家庭的養護推進計画」に基づき、関係機関と 連携して児童養護施設等の小規模化及び家庭養護の推進 を図ります。		・「岩手県家庭的養護推進計画」に基づき、施設定員の削減を図り家庭養護を推進するとともに、施設に里親支援専門相談員等のケア担当職員を配置しました。 (施設定員: ±0人、里親支援専門相談員の配置: 8施設、心理療法担当職員の配置: 8施設)
160			家庭的な養育環境を充実するためには里親委託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。里親支援については、児童相談所が中心となり、市町村や児童養護施設等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行います。	子ども子育て支援課	・テレビ・ラジオ・県広報誌等を活用した普及啓発を実施した他、平成30年10月14日に岩手県里親大会を開催し、講演による里親制度の周知を行いました。 ・また、福祉総合相談センター及び各児童相談所において、児童養護施設等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を実施しました。

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
161			児童養護施設及び乳児院が策定した「家庭的養護推進計画」に対する技術的な助言を行うとともに、「岩手県家庭的養護推進計画」に基づき、本体施設、グループホーム等の整備について地域の実情に即した取組を推進するため、社会福祉法人が運営する児童養護施設等の改築・改修や運営に係る経費について支援します。	子ども子育て支援課	・平成30年度は、8施設内21グループで小規模グループケアを実施、また、4施設内6箇所で地域小規模児童養護施設を実施しており、その運営に係る経費を児童保護措置費として負担しました。 ・令和元年度の地域小規模児童養護施設の増設及び令和2年度以降の改築に向けて、児童養護施設に対して助言を行いました。
162			児童養護施設や児童自立支援施設退所児等の相談援助 や就労支援など自立に向けた支援の運営の充実を図るため、施設退所児が気軽に相談できるような雰囲気づくり について支援するとともに、今後の利用見込み等の動向 を踏まえながら、自立援助ホームの整備の必要性を検討 します。		・福祉総合相談センター及び児童相談所と各施設で連携を図り、身元保証人確保対策事業や児童自立生活援助事業の活用等退所児童のアフターケアに取り組みました。また、平成28年度から児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施し、円滑な社会自立に向けた支援を行いました。 ・「和光学園・ステップのあり方検討会」を開催し、自立援助ホームの今後の運用等について協議しました。
163		社会的養護体制の充実を図ります	子どもの権利擁護の強化を図るため、「いわてこどものけんりノート」を活用しながら子どもや施設職員に対して子どもの権利の重要性の周知を図るとともに、子どもの権利に配慮したケアの質の向上のための取組等を進めます。	子ども子育て支援課	・要養護児童に対して「いわて子どもの権利ノート」を活用した周知を行い、理解の促進を図りました。 ・また、福祉総合相談センター及び各児童相談所において権利擁護に関する周知を 行いました。
164			被措置児童等虐待に関する通告等があった場合や、被措置児童に対する虐待があった場合は、「岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、児童の安全確保と施設等に対する対応について迅速に進めます。	子ども子育て支援課	・県公式ホームページにおいて、平成29年度の県内の被措置児童虐待の状況を公表しました。 ・児童虐待対応研修(施設職員向け)において、被措置児童虐待の防止についての 説明を実施しました。
			「生きる力の基礎」を培う質の高い幼稚園教育を推進するため、「生活」及び「発達」や「学び」の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図るとともに、地域の特性や幼児の実態に応じた特色ある幼稚園づくりに取り組みます。	学校教育課	・幼稚園教育要領等の実現に向けた保育実践の充実に向けて、教諭・保育教諭・保育士の資質向上に寄与するため、初任者研修・中堅教諭等資質向上研修のほか、園長等運営管理協議会、保育技術協議会、岩手県幼稚園教育研究協議会、幼児期における子育て支援協議会、出手県幼保小連携研修会等の研修会を実施しました。*研修参加者の総数:595名(内訳)初任者研修 65名、中堅教諭等資質向上研修 25名、園長等運営管理協議会 140名、保育技術協議会 153名、岩手県幼稚園教育研究協議会 146名、幼児期における子育で支援協議会 66名
166			将来、社会人としてたくましく生きていくことができる総合的な生きる力を育成するため、家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営の取組を推進し、魅力ある学校づくりを推進します。		・各学校が毎年度実施する学校評価(自己評価及び学校関係者評価)の結果を踏まえ、各学校が学校経営計画における運営方針や重点項目等の具体を全職員の参加のもとに見直しを行うよう促すとともに、家庭・地域との協働による学校経営の改善を行うよう周知しました。

No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
167			的、基本的な知識や技能、さらには、習得した知識や技能を活用し、自らの人生を切り拓いていくために必要な能力である思考力、判断力、表現力を身に付けさせます。	学校教育課	・学習の基礎となる新学習指導要領の趣旨を周知するため、各教育事務所において教育課程説明会を実施し、小・中学校の教員など、延べ2,395人が参加しました。
168			福祉施設等でのボランティア活動や、企業での就業体験など、地域の関係団体等との連携により、学校外における体験学習を積極的に進めます。		・高校(全日制、定時制)における就業やボランティアに関わる体験的な学習の実施状況は100%であり、福祉施設等への奉仕活動は79.5%、職業に関する啓発的活動は68.5%の学校が実施しています。(H30年度:小・中学校は調査なし)・地域・家庭との連携を深め、体験活動を一層充実していくよう助言しました。
169			家庭科の授業などを活用して、児童生徒が幼稚園や保育所などで乳幼児とふれあう体験学習を行うなど、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会を充実します。	学校教育課	・中学校における「乳幼児ふれあい体験」の学習は学習事項の中にあり、実施に向け指導助言を行いました。 ・高等学校では家庭科のほか、総合的な学習の時間や奉仕活動、就業体験など様々な機会を活用し、乳幼児とふれあう体験や学習を行うよう助言しました。
170	生きる力を育		体力向上や運動に親しむ態度の育成を図ります。また、望ましい生活習慣の確立など健康教育の充実を図ります。	保健体育課	・「希望郷いわて 元気・体力アップ60運動」をキャッチフレーズに、学校・家庭・地域が連携して、幼児児童生徒が運動やスポーツに親しむことのできる環境づくりに継続的に取り組みました。 ・モデル園において、運動習慣の形成に焦点を当てるとともに、幼稚園教諭の指導力向上、運動遊びの重要性の理解に向けた保護者の啓発など、「幼児の60運動遊びプロジェクト」を実施しました。
171			岩手の豊かな自然、歴史、文化、産業についての学習や、郷土の偉人、先人について学ぶなど地域に根ざした教育に取り組みます。		・小中学校理科(地学分野)の学習において、三陸ジオパーク副読本等も活用しながら授業が展開されるよう指導助言を行いました。 ・また、小学校社会科の地域学習において、本県の事象を適切に取り上げたり、道徳の時間において、郷土の先人の読み物教材を活用したりするよう指導助言を行いました。
172			障がいのある子どもを地域に受け入れる教育の場の拡充を進めるとともに、特別支援教育についての県民の理解促進に取り組みます。	学校教育課	・「共に学び、共に育つ教育」の実現に向け、交流籍を活用した交流及び共同学習を継続して推進し、新規の交流も増え、地域の学校との相互理解の醸成や教育の場の拡充が進みました。 ・「いわて特別支援教育講演会」を盛岡市、一関市、久慈市で開催し、特別支援教育の推進と共生社会の形成に向けた県民の理解・啓発に取組みました。(参加人数:338名)

			In the call to the	1 = .11 = m 44	
No.	項目1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
173			幼稚園から高等学校までのすべての学校において、特別支援教育校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するための「個別の指導計画」の作成及び「個別の教育支援計画」の策定を進めるとともに、特別支援学校におけるセンター的機能を充実します。		・特別支援教育校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名は小・中学校、高等学校では100%となっています。 ・幼稚園から高等学校までの「個別の指導計画」の作成率平均は97.0%、「個別の教育支援計画」の作成率平均は96.0%となっており、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実に向けて、「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成と活用をさらに図るよう取組みました。
174		魅力ある社会教育を推進します	関係機関・団体等との連携・協力のもと、子育でに関する親の学習機会や情報の提供を行うほか、子育てやしつけに悩む親に対する相談体制の充実に取り組むことにより、家庭の教育力の向上を図ります。また、子育てサポーターの活用を進めるなど、地域におけるきめ細かな家庭教育の支援に努めます。	生涯学習文化財課	・生涯学習推進センターにおいて、子育て電話相談「すこやかダイヤル」(月〜金曜日10:00〜17:00※祝日、年末年始除く)、すこやかメール相談(通年)を開設しています。 ・H30年度は電話相談が544件、メール相談が184件あり、子育て全般に係る保護者等の悩みの解消に努めました。 ・また、子育てサポーターについては、登録者名簿を関係各所に送付し、県主催研修会でネットワークづくりへの参加奨励を行うなど、地域での活動ができるよう促しました。(サポーター登録人数117人)
175			公民館や青少年教育施設などの社会教育施設で実施される体験活動や異年齢集団の交流などに重点を置いた事業の展開により、子どもたちの豊かな人間性やコミュニケーション能力を育みます。	生涯学習文化財課	・各県立青少年の家施設(県南・陸中海岸・県北)において、体験活動や異年齢集団の交流を図る事業を34事業開催(参加者合計延べ6,219人)し、子どもたちの豊かな人間性やコミュニケーション能力の育成に取組みました。
176		魅力ある社会教育を推進します	家庭、地域、学校等が連携・協力して、子どもが本に 親しむ環境づくりを推進するとともに、子どもの読書活動に関する普及・奨励と子どもによる読書活動を通じた 社会参加活動を促進します。	生涯学習文化財課	・中高生向けのブックリストについて、改訂版を中学2・3年及び高1~3年生に配付するとともに、指導者用配架版を各校に配付し、読書の奨励に努めました。・また、読書ボランティア研修会(生涯学習推進センター339人、各教育事務所334人)、中高図書館担当者研修(各教育事務所239人)等を開催し、子どもの読書推進に係る関係者の資質向上に取り組みました。
177			各種体験活動やボランティア・指導者等の人材に関する情報などを、岩手県生涯学習情報提供システムホームページ「まなびネットいわて」により提供し、地域における豊かな体験活動の充実を支援します。	生涯学習文化財課	・生涯学習推進センターにおいて、生涯学習情報提供システム「まなびネットいわて」等により、県内全市町村とのネットワークによる広域的な学習機会や学習情報の提供に努めました。(「まなびネットいわて」利用件数76,043件)
178			子ども、親、学校、地域、行政が連携・協力して地域 独自の教育課題や全県的に共通する課題の解決に取り組 む教育振興運動の展開により、地域ぐるみで子どもを育 む体制を整えます。	生涯学習文化財課	・教育振興運動における市町村担当者研修会(参加者92人)及び、各教育事務所管内での推進研修会(6回、参加者計965人)を開催し、地域ぐるみで子どもを育む体制整備に努めました。

No.	項目 1	項目2	 施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
140.	切口!	切口 4	施束の推進力回 各種教材や環境学習交流センター等を拠点とした取組		・「学校教育指導指針」において、環境教育を各学校の方針により重点化して取り
179			合権教材や環境学首文派センダー等を拠点とした収制により、地域で行われる環境保全活動や自然観察などの 環境学習を支援します。	子仪叙月砞	・「子校教育指導指針」において、環境教育を各子校の方針により重点化して取り組む内容の一つとして位置付け、各教科等の特性を生かした指導や豊かな体験活動を推進しています。
180				環境生活企画室	・環境学習交流センターにおいて、環境アドバイザーの派遣により環境学習を支援するとともに、環境企画展、環境学習講座及び出張環境学習会等を通じて環境学習を推進しました。 (環境学習交流センター利用者 45,010人)
181	被災児童に対	被災児童に対す る支援を推進し ます	「いわてこどもケアセンター」を拠点として、震災ストレスへの専門的な治療、児童精神科医や臨床心理士等の専門スタッフの確保・養成、地域の子ども家庭支援者への研修を一体的に実施し、被災した子どもや家族への心のケアを継続的に実施します。	子ども子育て支援課	・子どものこころのケアを中長期にわたって担う全県的な拠点施設「いわてこどもケアセンター」を設置するとともに、沿岸3地区を巡回し、専門的なこころのケア(診療)を実施しました。 (延受診件数7,900件、うち新患276件) ・また、子ども支援者を対象として研修会や多職種症例検討会を開催しました。
182			遊びや体験が不足している沿岸被災地の子どものたちの健全育成のため、遊び場の提供を行います。	子ども子育て支援課	・県が事業委託するいわて子ども支援センターでは、保育所等に対してバス遠足支援や室内型遊び場の設置等を実施しました。 (バス支援97団体9,474人、園外保育支援5団体343人、芸術鑑賞会提供26団体5,162人、室内遊び場の提供20回5,526人)
183	被災児童に対		震災により家計が急変した世帯の生徒の教科書購入費等の支給や、被災地で文化活動や運動部活動に励む子どもの支援を行います。	子ども子育て支援課	・東日本大震災津波の発生により被災孤児・遺児となった児童のうち、未就学児童に対して、いわての学び希望基金給付金を給付しました。 (支給対象児童数:1人)
184			被災孤児・遺児の状況把握を行い、民間等からの支援 情報等必要な情報提供を行うとともに、いわての学び希 望基金給付金・奨学金等を支給します。	子ども子育て支援課	・東日本大震災津波の発生により被災孤児・遺児となった児童のうち、未就学児童に対して、いわての学び希望基金給付金を給付しました。 (支給対象児童数:1人)
185			被災孤児を養育する里親に対して、子どもの養育方法や心理面のケアについて支援します。	子ども子育て支援課	・日常からの児童相談所や県里親会による支援の他、「親族里親等支援事業」によりサロンや研修等を実施しました。 (H30サロン11回実施、延べ32人参加、交流会3回実施、26人参加 研修会3回実施、16人参加)

No.	項目 1	項目2	施策の推進方向	担当室課等	平成30年度実施状況
186			震災によりひとり親家庭等となった世帯の相談に応じるほか、さまざまな支援制度に関する情報を提供するため、専門の相談員の沿岸広域振興局への配置等により相談体制を充実します。		・沿岸広域振興局に配置している遺児家庭支援専門員が、家庭訪問等により、相談対応や各種支援制度の情報提供等を行いました。 (相談等対応件数:1,152件)

## 次期「いわて子どもプラン」の策定について

## 1 現行のいわて子どもプランの内容

## (1) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

## (2) 策定根拠等

- ア 現行の<u>いわて子どもプラン</u>(以下「プラン」という。)は、いわての子どもを健やかに育む条例(平成27年岩手県条例第30号。以下「条例」という。)第11条第1項に規定する<u>子ども・子育て支援に関する基本的な計画</u>であり、<u>子ども・子育て支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向</u>のほか、<u>子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めていること。</u>
- イ 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項では、都道府県においては、5 年を期間とした具体的な取組方針を掲げた行動計画の 策定ができることとされており、現行のプランは 平成 27 年度から平成 31 年度までを期間 とする法に基づく前期行動計画として位置づけていること。

## (3) 策定方針

「子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。」との条例の基本理念を踏まえ、<u>県民のライフステージに沿って切れ目ない支援を図る</u>観点から、<u>これから家族を持つ若者の育成・支援</u>や、<u>現在子育て中の家庭への支援</u>、さらには<u>子ども自身への支援</u>の視点に基づき、「若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する」、「子育て家庭を支援する」、「子どもの健全育成を支援する」の3つを施策の基本方向としていること。

## 【現行のいわて子どもプランの構成】

## 第1章 総論

- 第1 岩手県の子どもと家庭をめぐる状況
  - 1 少子化の動向
  - 2 結婚を取り巻く状況
  - 3 子育て家庭の状況
  - 4 こどもの状況
- 第2 3つの重視する視点

「ゆたかさ」を育む・「つながり」を育む・「ひと」を育む

- 第3 施策推進の基本的な考え方
  - 1 基本方針

男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに 育つ環境づくり

2 施策の基本方向

若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する

子育て家庭を支援する

子どもの健全育成を支援する

- 3 施策体系
- 4 岩手の子どもたちに期待すること

## 第Ⅱ章 各論

- 第1 施策の具体的推進
  - 1 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する
    - (1) 若者の豊かな心づくり
    - (2) 若者の就労・結婚の支援や交流活動の促進
    - (3) 男女がともに子育てをする意識の醸成

## 2 子育て家庭を支援する

- (1) みんなで子育てを支援する地域づくり
- (2) 子育て相談や情報提供の充実
- (3) 親と子の健康づくりの充実
- (4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供
- (5) 子育てにやさしい職場環境づくり
- (6)経済的負担の軽減
- (7) ひとり親家庭等への支援の充実
- (8) 被災した保育施設の復旧と保育サービスの確保

## 3 子どもの健全育成を支援する

- (1)地域における健全育成活動の推進
- (2) 岩手の食育の推進
- (3) 児童虐待防止対策の充実
- (4) 社会的養護体制の充実
- (5) 生きる力を育む学校教育の推進
- (6) 魅力ある社会教育の推進
- (7)被災児童に対する支援の推進
- 第2 ライフステージ別の施策の展開
- 第3 県施策の評価の参考とする主な指標項目

## 第Ⅲ章 計画の推進

- 第1 計画推進のためのそれぞれの役割
  - 1 家族の役割
  - 2 地域の役割
  - 3 企業の役割
  - 4 学校の役割
  - 5 行政の役割
- 第2 計画の推進体制
  - 1 県の推進体制
  - 2 県民と行政が一体となった推進体制

## 2 次期プランの策定方針等(案)

## (1) 策定根拠等

ア 条例第 11 条第 1 項に規定する「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策 定する。

イ 法第9条第1項に基づく後期行動計画として策定する。

## (2) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

## (3) 策定方針・構成

プランの根拠となる条例及び法の内容が前回策定時と変更がないことから、現行のプランの策定方針・構成を引継ぎながら、いわて県民計画(2019~2028)や第1期アクションプランの内容、国の施策の動向等を反映した見直しを行うこととする。

## 【主な見直しの内容(案)】

- ・ "いきいき岩手"結婚サポートセンター「i サポ」の運営等による結婚支援の充実
- ・ 市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置促進などによる妊産婦支援の 充実
- ・ 子ども食堂の取組等による子どもの居場所づくりの推進 等

## (4) 策定日程

7月~9月	子ども・子育て会議 (3回) (素案・中間案に対する意見聴取等)					
10 月	政策会議(中間案の内容を協議)					
11 月	県議会 12 月定例会へ報告 (策定の趣旨、中間案の概要等)					
11月~12月	パブリックコメント、地域説明会開催					
1月	子ども・子育て会議 (最終案に対する意見聴取)					
	政策会議(最終案の内容を協議、決定)					
2月	社会福祉審議会(最終案を報告)					
	県議会2月定例会に承認議案提案(最終案を提案)					
3月	公表					

- 【根拠条例】いわての子どもを健やかに育む条例(平成26年岩手県条例第30号)(抜粋)(基本計画)
- 第 11 条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 子ども・子育て支援に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければな らない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 子ども・子育て支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
  - (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県子ども・子育て会議条例(平成 25 年岩手県条例第69号)第1条に規定する岩手県子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 【根拠法令】次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)(抜粋) (都道府県行動計画)
  - 第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。
  - 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - ①次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
    - ②実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
    - ③次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
  - 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 次期「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について

## 1 現行の岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の内容

### (1) 計画期間

平成27年度から平成31年度(令和元年度)までの5年間

## (2) 策定根拠等

現行の岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(以下「計画」という。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第62条第1項に規定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法に基づく業務の円滑な実施に関する事項について定めていること。

## (3) 策定方針

ア 法で規定されている都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で策定すべきとされている事項について策定すること。

- イ 国が都道府県計画の作成等に関して定める「基本指針」に即して策定すること。
- ウ 社会福祉法第 108 条第 1 項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第 17 条 第 2 項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画 であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする こと。

## 【岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の構成】

## 1 区域の設定

- (1) 設定区域の趣旨
- (2) 設定区域の内容
- (3) 設定区域の状況(区域名)

## 2 各年度の量の見込と提供体制、実施時期

- (1) 各年度における教育・保育の量の見込み
- (2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 3 認定こども園の普及

- (1) 県設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期
- (2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

## 4 実施者・従事者の確保及び資質向上

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 児童虐待防止対策の充実

## 5 専門的な知識・技術を要する支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 社会的養護体制の充実

- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (4) 障がい児施策の充実等
- 6 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- (1) 子ども・子育て支援事業計画作成時の調整
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整
- 7 教育・保育情報の公表
- 8 職業生活と家庭生活の両立
- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- 9 計画期間
- 10 計画の点検及び評価

## 2 次期計画の策定方針等案

## (1) 策定根拠等

法第 62 条第1項に規定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として策定する。

## (2) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

## (3) 策定方針・構成

計画の根拠となる法の内容が前回策定時と変更がないことから、現行の計画の策定方針・構成を引継ぎながら、いわて県民計画(2019~2028)や第1期アクションプランの内容、国の施策の動向、国の基本指針、市町村子ども・子育て支援事業計画、その他関連する計画の内容等を反映した見直しを行うこととする。

## 【主な見直しの内容(案)】

- ・ 教育・保育の量の見込や確保の内容の見直し
- ・ 保育教諭の特例期間の延長に対応した資格取得の促進
- ・ 放課後児童クラブの従事者に係る基準の参酌化に対応した資質向上の取組 等

## (4) 策定日程

7月	子ども・子育て会議					
8月~9月	子ども・子育て会議支援計画部会(2回)(素案・中間案に対する意見聴					
	取等)					
12 月	県議会 12 月定例会常任委員会へ報告(中間案の報告)					
12月~1月	パブリックコメント、地域説明会開催					
1月	子ども・子育て会議支援計画部会 (最終案に対する意見聴取)					
2月	社会福祉審議会(最終案を報告)					
3月	県議会2月定例会常任委員会へ報告(最終案を報告)					
	公表					

【根拠法令】子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)(抜粋)

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

- 第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ご との当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教 育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその 実施時期
  - 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関す る体制の確保の内容
  - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
  - 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に 掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
  - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府 県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本 計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるも のと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

## 基本指針の改正方針案について

基本指針の改正について、必要に応じ再度ご議論いただいた上で、6月を目途に予定している。

## 改正を検討中の主な項目

- (1) 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。
  - ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
  - ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二2(二)(1)関係)
  - 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二2(二)(1)関係)
  - ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六3関係)
- (2) 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し。
  - ・ 平成28年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども 家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する 関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三2(一)、四5(一)・(二)関係)

## 改正を検討中の主な項目(続き)

- (3) 新·放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画·都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の-6、別表第三の三関係)
- ※ これらの他、第198回国会(常会)に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討。

## 参考

- 〇子ども・子育て支援法(平24法65)
  - (基本指針)
- 第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制 の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに 当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事 業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育で両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3.4 (略)

## 次期「いわての子どもの貧困対策推進計画」の策定について

## 1 現行のいわての子どもの貧困対策推進計画の内容

## (1) 計画期間

平成28年度から平成31年度(令和元年度)までの4年間

## (2) 策定根拠等

子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第1項の規定により、都道府県は、政府が定める子どもの貧困対策に関する大綱を勘案し、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとされており、現行の計画は、同項の規定に基づく計画として位置付けている。

## (3) 策定方針

## ① 基本方針

いわての子どもを健やかに育む条例の理念や本県の現状を踏まえ、以下のとおり基本 方針を定めている。

子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、未来への希望であるとの考えのもと、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指します。

## ② 施策の基本方向

国の大綱を踏まえるとともに、東日本大震災津波からの復興が重要な課題であることを考慮し、以下の重点施策について取組を進めることを施策の基本方向としている。

重点施策 I 教育の支援

重点施策Ⅱ 生活の支援

重点施策Ⅲ 保護者に対する就労の支援

重点施策IV 経済的支援

重点施策V 被災児童等に対する支援

## 【現行のいわての子どもの貧困対策推進計画の構成】

## 第1 はじめに

1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画期間

## 第2 子どもの貧困を取り巻く現状

1 少子化の動向 4 児童養護施設に入所している子ども

2 生活保護世帯の子ども 5 教育の支援の状況

3 ひとり親家庭の子ども 6 子供の貧困対策に関する大綱に掲げる指標

## 第3 施策推進の基本的な考え方

1 基本方針 2 施策の基本方向

## 第4 施策の具体的推進

重点施策 I 教育の支援 重点施策 IV 経済的支援

重点施策Ⅱ 生活の支援 重点施策V 被災児童等に対する支援

重点施策Ⅲ 保護者に対する就労の支援

## 第5 主な指標

## 第6 計画の推進

1 計画の推進 2 計画の進捗管理 3 計画の見直し

## 2 次期計画の策定方針等(案)

## (1) 策定根拠等

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づく都道府県計画として策定する。

## (2) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

## (3) 策定方針・構成

## ① 基本方針

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正により、子どもの貧困対策が、子どもの将来だけでなく、現在にも向けた対策であることが明記されたことから、現計画の基本方針を引き継ぎつつ、下線部分を加えることとする。

子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、未来への希望であるとの考えのもと、子どもの**現在及び**将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指します。

## ② 施策の基本方向

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正により、国の大綱に定める具体的施策の趣旨の明確化等が図られことから、現計画の施策の基本方向を引き継ぎつつ、下線部分を加えることとする。

重点施策 I 教育の支援

重点施策Ⅱ 生活の安定に資するための支援

重点施策Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

重点施策IV 経済的支援

重点施策V 被災児童等に対する支援

## 【主な見直しの内容(案)】

- ・ 法改正の趣旨を踏まえた生活の安定や保護者の職業生活の安定と向上に向けた支援 の取組の追加
- 「岩手県子どもの生活実態調査」の結果を踏まえたニーズに即した施策の拡充
- ・ 「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の取組と連携した一体的な施策の推進

## (4) 策定日程

7~9月	子ども・子育て会議に「子どもの貧困対策推進計画部会」を設置し検討
	(2回)
11~12月	パブリックコメント
1月	第3回子どもの貧困対策推進計画部会(最終案検討)
2月	社会福祉審議会(最終案報告)
3月	公表

【根拠法令】子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)(抜粋) (都道府県計画等)

- 第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第3項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案 して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」 という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# 概要 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

## 本法案の提出の背景

- 2013 年に子ども貧困対策推進法が制定された際、法施行後 5 年を経過した場合の見直し条項が規定
- 関係団体からも、子ども貧困対策推進法の見直しを求める声

より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を 子どもの住む地域にかかわらず全国的に!

## 本法案の主な内容

## 目的・基本理念の充実

- (1) 目的規定に、主に以下の事項を明記する。
- ① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
- ② 貧困解消に向けて、児童権利条約の精神に則り推進すること
- (2) 基本理念に、以下の事項を明記する。
- ① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
  - ② 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
- ③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

## 2 大綱の記載事項の拡充等

(1) 大綱記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び 「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とと もに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。

(2)子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、 関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

# 3 市町村による貧困対策計画の策定

市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を 課す。(都道府県については、既に措置済み)

# 4 具体的施策の趣旨の明確化等

教育支援	教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化
生活支援	子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調
就労支援	就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化
調査研究	指標に関する研究を行う旨を明確化

## 5 検討規定

本法施行後5年を目途に見直す検討条項を規定する。

※ 本法公布後 3 月以内に政令で定める日から施行

## 次期「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について

## 1 現行の岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の内容

## (1) 計画期間

平成27年度から平成31年度(令和元年度)までの5年間

## (2) 策定根拠等

母子及び父子並びに寡婦福祉法(以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、 都道府県が国の基本方針に即して策定する、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上の ための措置に関する計画であること。

## (3) 策定方針

法の基本理念や本県の現状を踏まえて以下のとおり目的を定め、計画推進のために取 り組む施策の方向性と具体の施策を盛り込んでいる。

ひとり親家庭等における「子どもの健やかな成長の支援」と「自立を支援するきめ細 かな福祉サービス等の展開」を基本理念とし、今後、さらに効果的な支援策を総合的に 推進することにより、将来にわたってひとり親家庭等が安心して暮らすことができる社 会づくりを目指します。

## 【現行の岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の構成】

## 第1 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

4 計画期間

2 計画の目的

5 計画策定体制と経過

3 計画を策定する根拠や位置付け

## 第2 ひとり親家庭の現状

離婚の状況 1

3 沿岸部における母子家庭・父子家庭の状況

2 母子家庭・父子家庭の状況 4 取組の評価

## 第3 計画推進のための施策に取り組む方向

- 1 相談機能の充実に向けて
- 2 就業支援対策の充実に向けて
- 3 子育て支援・生活環境の整備に向けて
- 4 養育費確保の促進に向けて
- 5 経済的支援の充実に向けて
- 6 被災遺児の家庭の支援の充実に向けて

## 第4 施策の具体的推進

- 相談機能の充実 1
- 2 就業支援対策の充実
- 3 子育て支援・生活環境の整備
- 4 養育費確保の促進
- 5 経済的支援の充実
- 6 被災遺児の家庭支援の充実

## 第5 計画を推進するための役割分担と連携等

- 1 県、市町村の役割分担と連携による支援
- 2 民間との役割分担による支援
- 3 計画の評価

## 2 次期計画の策定方針等(案)

## (1) 策定根拠等

法第12条第1項に基づく母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画として策定する。

## (2) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

## (3) 策定方針・構成

次期計画に係る基本方針が示されていないことから、現行計画の方針を引き継ぎつつも、これまでの国や県の施策を踏まえて、重点施策に以下のとおり**子どもへの支援**を加えるほか、「いわての子どもの貧困対策推進計画」の策定と歩調を合わせて見直しを行う。

- 1 相談機能の充実
- 2 就業支援対策の充実
- 3 子育て・生活環境、子どもへの支援の充実
- 4 養育費確保の促進
- 5 経済的支援の充実
- 6 被災遺児の家庭の支援の充実

## 【主な見直しの内容(案)】

- ・ 子どもの居場所づくりや学習支援など、子どもへの支援の取組の追加
- 「岩手県子どもの生活実態調査」の結果を踏まえたニーズに即した施策の拡充
- ・ 「いわての子どもの貧困対策推進計画」の取組と連携した一体的な施策の推進

## (4) 策定日程

7月~9月	子ども・子育て会議に「ひとり親家庭等自立促進計画部会(案)」を設
	置し検討(2回)
11月~12月	パブリックコメント
1月	第3回ひとり親家庭等自立促進計画部会(案)(最終案に対する検討)
2月	社会福祉審議会 (最終案を報告)
3月	公表

## 母子及び父子並びに寡婦福祉法(抜粋)

(基本方針)

- 第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な 方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
  - 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
  - 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための 措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政 機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## (自立促進計画)

- 第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を 定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。
  - 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
  - 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする 施策の基本となるべき事項
  - 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上の ために講ずべき具体的な措置に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
- 2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。
- 3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。
- 4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子 福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、 あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び 寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。

## 子ども子育て支援法(抜粋)

(市町村等における合議制の機関)

- **第七十七条** 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
  - 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
  - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要 な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

マスター

プラン

## いわて子どもプラン、部門別計画の位置づけ及び岩手県子ども・子育て会議との関係性について

意向の反映 岩手県

子ども・子育て 会議 (親会)

> 計画 検討状況の 報告

## 部会

(他に認定こども園部会)

支援計画 部 会

子どもの貧困 対策推進計画

ひとり親家庭等 自立促進計画

(参考) 岩手県社会的 養育推進検討会

〇 いわて子どもプラン

【計画の構成内容】 (現計画「3 施策体系」より)

施策の基本方向

1 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する

(1) 若者の豊かな心づくり (2) 若者の就労・結婚の支援や交流活動の促進

(3) 男女がともに子育てをする意識の醸成

2 子育て家庭を支援する

(1) みんなで子育てを支援する地域づくり (2) 子育て相談や情報提供の充実

(3) 親と子の健康づくりの充実 (4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供

(5)子育てにやさしい職場環境づくり (6)経済的負担の軽減

(7) ひとり親家庭等への支援の充実 (8) 被災した保育施設の普及と保育サービスの確保

3 子どもの健全育成を支援する

(1) 地域における健全育成活動の推進 (2) 岩手の食育の推進 (3) 児童虐待防止対策の充実

(4) 社会的養護体制の充実 (5) 生きる力を育む学校教育の推進

(6)魅力ある社会教育の推進 (7)被災児童に対する支援の推進

内容の検討、 提言

県民の

内容の検討、

提言

方向性の

検討、提言

内容の検討、 提言

内容の検討、 提言

内容の検討、

提言

〇 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画

【計画が担う主な分野】 2(4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供

〇 いわての子どもの貧困対策推進計画

【計画が担う主な分野】2(6)経済的負担の軽減

〇 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画

【計画が担う主な分野】2(7)ひとり親家庭等への支援の充実

〇 岩手県社会的養育推進計画

【計画が担う主な分野】 3(4) 社会的養護体制の充実

部門別

計画

## 部会の設置について

## 1 設置根拠

岩手県子ども・子育て会議条例(平成25年岩手県条例第69号。以下「条例」という。) 第5条第1項において、「子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。」、また、 同条第2項において、「部会は、会長の指名する委員をもって組織する。」と規定されて いる。

## 2 部会の設置

## (1) 子どもの貧困対策推進計画部会(案)

条例第5条第1項に基づき、次のとおり「子どもの貧困対策推進計画部会(案)」を 設置する。

## ア 所掌事項

いわて子どもの貧困対策推進計画の策定に関すること

## イ 委員

岩手県子ども・子育て会議委員のうち、7人程度 条例第6条に基づく専門的知識を有する者として、学識経験者等3人程度

## ウ 開催予定回数

3回程度

## (2) ひとり親家庭等自立促進計画部会(案)

条例第5条第1項に基づき、次のとおり「ひとり親家庭等自立促進計画部会(案)」 を設置する。

## ア 所掌事項

岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の策定に関すること

## イ 委員

岩手県子ども・子育て会議委員のうち、7人程度 条例第6条に基づく専門的知識を有する者として、学識経験者等3人程度

## ウ 開催予定回数

3回程度

## 岩手県子ども・子育て会議部会委員名簿

◎部会会長、○部会委員

区分	分 野	所属団体	職名	氏 名	子どもの貧困 対策推進計画 部 会 (新 設)	ひとり親家庭等 自立促進計画 部 会 (新 設)	支援計画 部 会 (既 設)	表表、O部会会員 認定こども園 部 会 (既 設)
	保育所保護者	紫波町立古館保育所父母の会	会 長	菊池 伸哉				
子どもの 保護者	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園・認定子ども園 PTA連合会	会 長	池内 史子			0	
体受包	小・中学生 保護者	岩手県 P T A連合会	副会長	浦田 学	0	0		0
	保 育	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会 長	稲田 泰文	0	0		0
		日本保育協会岩手県支部	支部長	芳賀 カンナ			0	
		岩手県私立保育園連盟	会 長	遠藤 一子				
	教育	岩手県国公立幼稚園・こども園協議会	協議会委員	阿部 幸子				0
		岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会 長	坂本 洋			0	
子ども・ 子育て支援	子育て支援	認定NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いずみ			0	
事業者	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀			0	
		岩手県社会福祉協議会 岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	中川 誠悦				
	福 祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	0	0		0
		岩手県児童養護施設協議会	会 長	佐藤 孝				
		岩手県母子寡婦福祉連合会	会 長	松本 笑子	0	0		
学識経験者	大 学	岩手県立大学社会福祉学部	教 授	遠山 宜哉				
子識栓顯有		盛岡大学短期大学部	教 授	大塚 健樹	0	0	0	0
その他知事 が必要と認 めるもの	行 政	宮古市	こども課長	伊藤 貢			0	
		岩手町	町民課長	築場 睦子				
	教育	岩手県小学校長会	杜陵小学校長	村中 ゆり子				
		岩手県中学校長会	常任理事	村上 淳哉	0	0		
	保健医療	岩手県医師会(小児科)	常任理事	金濱 誠己				
		岩手県医師会(産科)	常任理事	吉田 耕太郎				
	労 働	岩手経済同友会	専務理事・事務局長	藤澤 光	0	0		
		日本労働組合総連合会岩手県連合会	事務局長	佐藤 伸一				
	報道	株式会社IBC岩手放送	アナウンス部 主事	平塚 奈穂美				
				部会委員数	7名	7名	7名	5名

今年度の岩手県子ども・子育て会議のスケジュール及び各計画策定工程表(案)

ラ中度の右十宗	ナとも・ナ月(云磯の人グ	ンユール及び合計画東定.	上住衣(条)					
	いわてこどもプラン	岩手県子ども・子育て支援事業支援計 画	いわての子どもの貧困対策推進計画	岩手県ひとり親家庭等自立促進計画				
現計画の計画期間	平成27年度~平成31年度	平成27年度~平成31年度	平成28年度~平成31年度	平成27年度~平成31年度				
新計画の計画期間	令和2年度~令和6年度 ・いわての子どもを健やかに育む条例(平	令和2年度~令和6年度	令和2年度~令和6年度	令和2年度~令和6年度				
計画策定根拠・位置づけ等	成27年岩手県条例第30号)第11条に規定 する基本計画 ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法 律第120号)第9条第1項に規定する都道 府県行動計画	・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	・子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成25年法律第64号)第9条に基づく都 道府県計画	・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第12条第1項に規定する都道府県計画				
	第	1回子ども・子育て会議(7/12) ·	・ 策定方針に対する意見聴取、部会の認	置				
令和元年7月	-		子どもの貧困対策推進計画部会設置	ひとり親家庭等自立促進計画部会設置				
114470								
		第1回支援計画部会	第1回子どもの貧困対策推進計画部会	第1回ひとり親家庭等自立促進計画部会				
8月		第2回子ども・子育て会議(8/21)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
		- 第2回丁Cで・丁月(宏麗(8/21)  -	/ ・フリン糸未に対する息兄 <sup></sup>					
		第2回支援計画部会	第2回子どもの貧困対策推進計画部	第2回ひとり親家庭等自立促進計画部会				
9月		第3回子ども・子育て会議(9/12)	・プラン中間案に対する意見聴取					
9A								
10月	政策会議							
11月	県議会に報告議案提出							
		子ども·子育て会議委員改選(任期:11/30)						
	パブロックコ か 小宝族 (1カ日)		県議会常任委員会に中間案を報告	·				
12月	パブリックコメント実施(1カ月) ・県ホームページに掲載 ・県内4地域(盛岡局・県南局・県 北局・沿岸局)で地域説明会開催 ・県内4地域(盛岡局・県南局・県南局・県北局・沿岸局)で地域説明会開催							
	一体 4 ロフトナーフカッ人学 /4 ロ しん		주무 소개·앱도 Nr. · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ᆲᆈᇕᆏᇫᆍᄝᇆᇰᇇᄼᅘᄉᇀᇸᇰᄔ				
	第4回子ども・子育て会議(1月上旬			選出。部会委員について新会長から指				
令和2年1月		第3回支援計画部会	第3回子どもの貧困対策推進計画部会	第3回ひとり親家庭等自立促進計画部				
	政策会議							
		各計画の最						
	社会福祉審議会に最終案を報告							
2月	県議会に承認議案提出							
3月			県議会常任委員会に最終案を報(					
ЭД	計画の承認議案の議決							
		新計画						
4月		新計画	<u>車施行</u>					

第1回子ども・子育て会議(H26.7.31) ・新プランの策定スケジュール、骨子案

前回の子どもプラン改正スケジュール

第2回子ども・子育て会議(H26.9.24) ・新プランの案について意見交換

常任委員会(H26.12.8)

第3回子ども・子育て会議(H26.12.9) ・新プランの案について意見交換

> パブリックコメント (H26.12.26~H27.1.25) ・県ホームページに掲載

地域説明会 H27.1.21 県南地区 H27.1.22 沿岸地 区

第4回子ども・子育て会議(H27.2.13) ・新プランの最終案について承認

社会福祉審議会(H27.2.16)

常任委員会(H27.3.19)

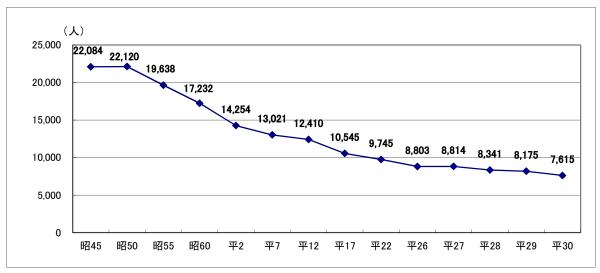
新プラン施行(H27.4.1)

## 子どもと家庭をめぐる状況について

## (1) 少子化の現状

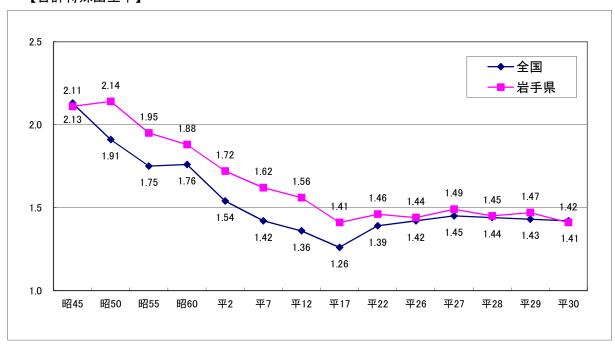
本県の平成 30 年の出生数は 7,615 人で、前年より 560 人の減少、合計特殊出生率は 1.41 で前年より  $\triangle$ 0.06 ポイント減少しました。出生数は減少傾向にあり、引き続き、出生数や合計特殊出生率の動向を注視していく必要があります。

## 【出生数】



(資料:岩手県統計年鑑、H30は厚生労働省人口動態統計月報年計(概数)による)

## 【合計特殊出生率】

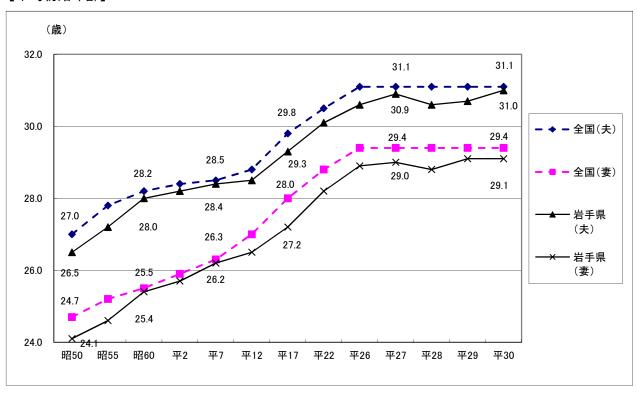


(資料:厚生労働省「人口動態統計」、H30は月報年計(概数))

## (2) 結婚の状況

平成30年の平均初婚年齢は男性31.0歳、女性29.1歳で、上昇傾向が続いています。25歳から44歳までの各年齢層の未婚率も上昇しており、特に男性は年齢階層が上がるに従って上昇幅が拡大しています。

## 【平均初婚年齢】



(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

【未婚率】 (単位:%)

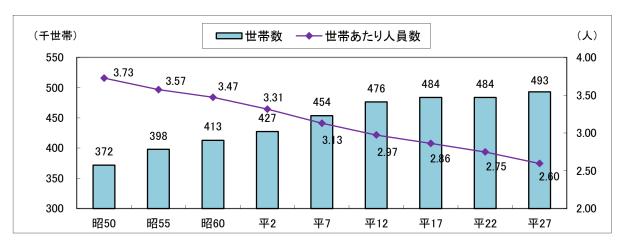
×	分	25~29 歳		30~34 歳		35~39 歳		40~44 歳	
		平成7年	平成27年	平成7年	平成 27 年	平成7年	平成27年	平成7年	平成27年
男	67. 1	72. 7	37. 1	47. 1	22. 3	35. 0	16. 0	30. 0	28. 0
性	62. 1	69. 0	38. 2	46. 9	25. 4	36. 5	17. 4	31. 5	29. 9
女	48. 1	61. 3	19. 5	34. 6	9.8	23. 9	6. 5	19. 3	17. 1
性	43. 8	55. 3	17. 7	32. 4	8. 3	23. 0	5. 6	18. 3	15. 8

(資料:総務省「国勢調査」)

## (3)世帯の状況

ア 世帯数は、平成 27 年 10 月現在で約 49 万世帯と増加傾向にありますが、その一方、世帯当たりの人員数は、平成 27 年 10 月現在で 2.60 人と減少傾向にあり、核家族化の進行により、子育てを親以外の家族に支援を求めることが難しくなっている状況です。

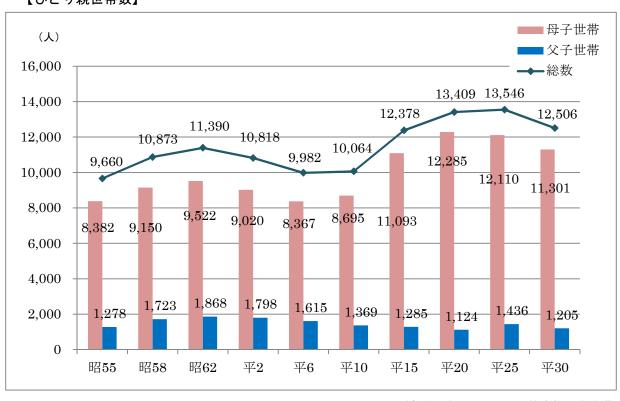
## 【世帯の状況】



(資料:総務省「国勢調査」)

イ 本県の平成30年のひとり親世帯は12,506世帯で、依然として高い水準で推移しており、ひとり親家庭の自立した生活のための支援が必要となっています。

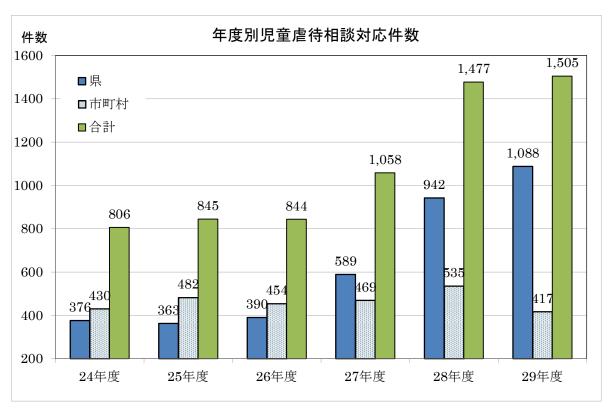
## 【ひとり親世帯数】



(資料:岩手県母子世帯等実態調査基礎調査)

## (4)児童虐待の状況

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 29 年度で 1,088 件と前年度より 146 件増加しており、引き続き、児童関係機関の緊密な連携による相談支援体制の充実が必要となっています。



(資料:厚生労働省「福祉行政報告例」)

## (5) 震災関連

平成31年1月1日現在、東日本大震災津波により、保護者を亡くした(行方不明を含む)被災 孤児は93人、ひとり親世帯となった被災遺児は490人となっており、引き続き、被災孤児・遺児 の健全育成のための支援が必要となっています。

また、被災した保育所(へき地保育所を含む)の災害復旧事業がすべて完了するなど、児童福祉 施設等の復旧が進んでいます。

## (6) 国の動向

## ア 「希望出生率 1.8」の実現に向けた「夢をつむぐ子育て支援」について

国においては、平成28年6月に「ニッポンー億総活躍プラン」を閣議決定し、希望出生率1.8の実現に向けて、結婚支援の充実、妊娠・出産・育児に関する不安の解消、多様な保育サービスの充実、保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上などに取り組むこととされています。

## イ 子ども・子育て支援新制度について

国においては、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を公布し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的に、平成 27 年 4 月から本格的に子ども・子育て支援新制度が施行されたところです。

## ウ 少子化対策について

国では、「少子化社会対策大綱」(平成 27 年 3 月閣議決定)に基づき、**子育て支援施策の一層** の充実、若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境の整備、3 人以上子どもが持てる環境 の整備、男女の働き方改革の推進などを重点課題として取り組んでいくほか、結婚から妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じたきめ細かな少子化対策を推進することとしています。

## エ 新しい政策パッケージについて

国においては、平成 29 年 12 月に新しい経済政策パッケージを閣議決定し、一億総活躍社会を作り上げるための鍵となる「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等に取組むこととしています。このうち、幼児教育・保育の無償化については、2019 年 10 月から実施されます。

## オ 子どもの貧困対策について

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成 26 年 1 月に施行し、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」を策定したところです。